

我孫子市第3次男女共同参画プラン

平成31(2019)年4月～2029年3月

はじめに



誰もが住み続けたいと思うまちづくりを進めていくためには、男女共同参画社会を実現することが必要です。

市では、これまでよりも一層、男女共同参画の取り組みを進めるために、我孫子市第3次男女共同参画プランを策定しました。

このプランでは、「誰もが活躍できるまち」「誰もが安心して暮らせるまち」「誰もが地域でつながるまち」の3つの基本目標を掲げました。

3つの目標を達成するために、着実に事業を進め男女共同参画社会の実現を目指していきます。

プランの策定にあたり、熱心に審議していただいた我孫子市男女共同参画審議会の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成31年3月

我孫子市長 星野順一郎

目 次

第1章 策定にあたって	1
1 策定趣旨	1
2 我孫子市の現状	4
3 第2次プランの成果と課題	7
第2章 計画の概要	10
1 計画の位置付け	10
2 計画期間と進行管理	10
3 計画の構成	10
4 計画の体系図	12
第3章 ビジョン編	14
基本目標1 誰もが活躍できるまち	
【我孫子市女性活躍推進計画】	15
方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します	17
方向性2 ワーク・ライフ・バランスを地域で推進します	20
方向性3 市の特定事業主行動計画を推進します	22
基本目標2 誰もが安心して暮らせるまち	24
方向性1 女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します	
【我孫子市 DV 防止基本計画】	26
方向性2 男女共同参画の視点からの防災に取り組みます.....	29
方向性3 性差に配慮し、生涯を通じた健康支援を行います.....	30
方向性4 ハラスメントのないまちを目指します.....	32

基本目標 3 誰もが地域でつながるまち	34
方向性 1 誰もが参画できる地域活動を推進します.....	35
方向性 2 多様性を認め合う地域を目指します.....	36
方向性 3 共に支え合い助け合う地域を目指します.....	38
第 4 章 戦略編	40
1 情報発信	41
2 意識の醸成	42
3 推進体制	42
4 環境整備	44
5 第 3 次男女共同参画プランに関する実施事業一覧	45
第 5 章 資料編	57
我孫子市男女共同参画に関する市民意識調査.....	58
キーワード集.....	75
男女共同参画関連年表.....	82
第 7 期我孫子市男女共同参画審議会委員名簿.....	86
— 関連法律・市条例等 —	
男女共同参画社会基本法.....	87
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）	90
ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	98
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	104
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律.....	111
我孫子市男女共同参画条例.....	112
我孫子市男女共同参画条例施行規則.....	115
我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱.....	116

第1章 策定にあたって

1 策定趣旨

市ではこれまで「我孫子市男女共同参画プラン」（平成11年策定、以下第1次プラン）及び「同（第2次）」（平成21年策定、以下第2次プラン）に基づき、男女共同参画社会実現のために、さまざまな施策を推進してきました。平成13年には男女共同参画都市宣言^Qを行い、千葉県内唯一の宣言都市となっています。平成18年には、我孫子市男女共同参画条例を制定しました。さらに市の総合計画にあたる「第三次基本計画（平成28～33年度）」には、「男女が共に参画する社会の形成」（第二編第四部第二章）として、男女共同参画の推進が位置づけられています。

この間、社会情勢は大きく変化しました。少子高齢化、人口減少、ライフスタイルの多様化といった社会の変化は男女共同参画の分野に直接関わってきます。LGBT^Q・SOGI^Qなど性的少数者に関連する言葉、パワハラ、マタハラといったセクハラ以外のハラスメント、ダイバーシティ^Qなど、さまざまな言葉が社会に浸透してきています。デートDV^Q・JKビジネス・AV出演強要など若年女性を対象とした性的搾取が、深刻な社会問題として浮き彫りになってきました。これらを踏まえた今までにない視点をもって、男女共同参画を推進していくことが必要です。

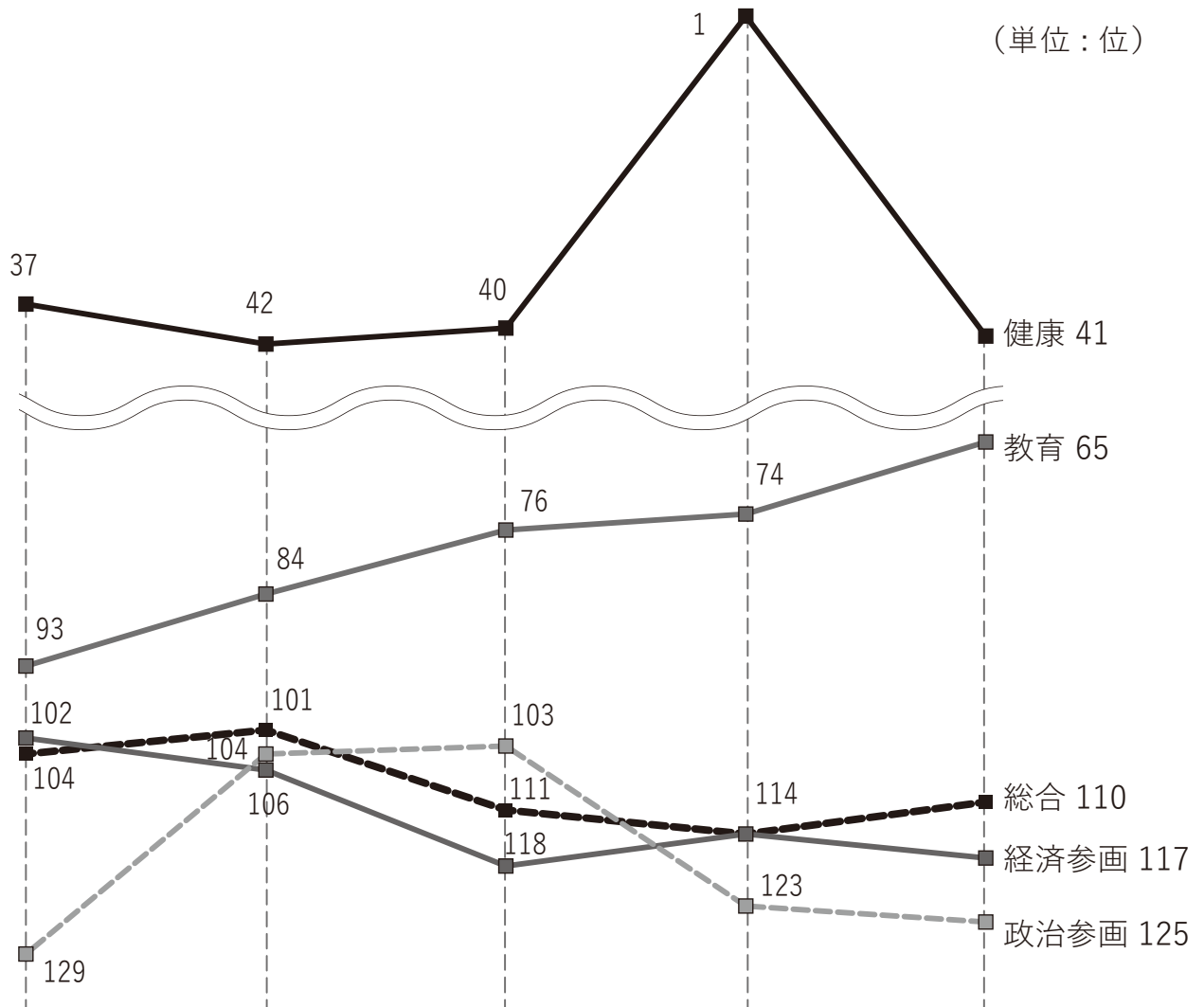
この20年間には、男女共同参画に関連する新たな法律の成立や法改正が行われました。平成12年施行の「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」^Q、平成13年施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法、平成25年法改正でこの法律名に変更）」^Qは、その後の法改正により、それぞれ対象範囲が拡大しています。平成28年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」^Q、平成30年には「政

本文中^Qを付した言葉は、解説を「第5章資料編 キーワード集」に掲載

治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

一方、世界的にみて日本の男女平等は大変遅れているのが現状です。世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダー・ギャップ指数（図1）では男女平等度

図1 ジェンダー・ギャップ指数 各国の中での日本の順位



平成26 (2014)年 [142か国]	平成27 (2015)年 [145か国]	平成28 (2016)年 [144か国]	平成29 (2017)年 [144か国]	平成30 (2018)年 [149か国]	調査年 (調査国数)
37位	42位	40位	1位	41位	健康
93位	84位	76位	74位	65位	教育
129位	104位	103位	123位	125位	政治参画
102位	106位	118位	114位	117位	経済参画
104位	101位	111位	114位	110位	総合

の国別ランキングでここ数年100位以下を続けており、平成30年は149カ国中110位でした。

女子差別撤廃条約^①を始めとする男女共同参画に深く関連する条約や女性の地位向上のための国際規範・基準にも目を向ける必要があります。国連はジェンダー主流化^②を重視しています。平成27年には「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」^③（図2）を採択、17ある目標の5番目に「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」を掲げました。

これら国内外の状況を踏まえ、「我孫子市第3次男女共同参画プラン」を策定しました。新プランのもと、市は市民とともに、従来のプランを継承し、その課題を克服し、さらには社会の潮流や法律に基づいた視点を盛り込み、引き続き男女共同参画社会実現に向けて取り組んでいきます。

図2 SDGsのロゴ（日本語訳）



出典：国際連合広報センター（<http://www.unic.or.jp/>）

2 我孫子市の現状

我孫子市は JR 常磐線が上野東京ラインや東京メトロ千代田線に乗り入れ、鉄道で都心に直結しており、その利便性から、東京など市外で働く人が多い、いわゆるベッドタウンです。通勤通学者の約 3 割が東京都に通っています。市区町村単位では隣接する柏市への通勤通学者が 13.7% (図 3) と最も高くなっています。

また、市内民間事業所の約 9 割が従業者数 30 人未満です(図 4)。百貨店や総合スーパーなどの大規模小売店舗での買い物や外食については、近隣自治体の商業集積地区を利用する市民が多い状況です。

人口は 20 年以上 13 万人台前半を維持していますが、平成 25 年から年々減少が続いており、少子高齢化の傾向は今後も進むとみられています。老年人口 (65 歳以上) 比率は 29.1% であり、千葉県全体の 26.0% を上回っています。一方、人口千人当たりの出生率は 6.1 と県全体の 7.4 を下回っており、少子高齢化の傾向が県全体と比べてより強く表れています (※)。

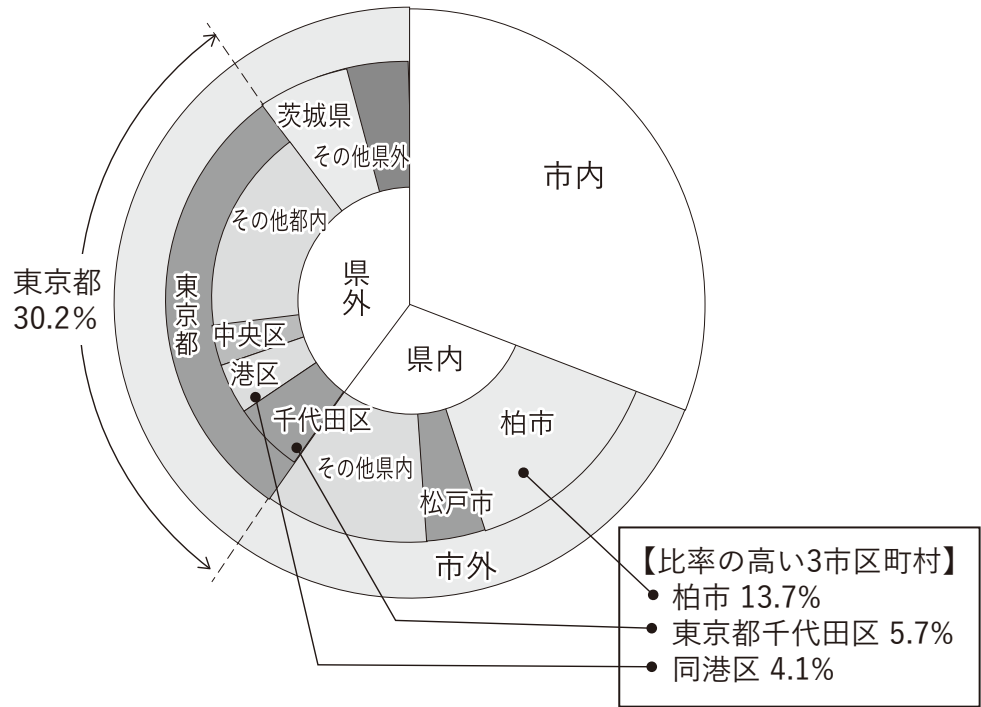
我孫子市の女性の就業率は 42.5% で、千葉県全体 45.0% を下回っています (図 5)。年齢別にみると 30 代から 40 代前半の労働人口が少ない、いわゆる M 字カーブを描いていますが、以前よりもカーブは浅くなってきています (図 6)。女性就業者の中で職業別割合が一番高いのは事務従事者の 30.1%、管理的職業従事者の割合は 0.6% です (図 7)。

市民の男女共同参画の意識について、今回策定にあたって平成 29 年度に実施したアンケート調査 (以下、市民意識調査) によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきか」という固定的性別役割分担意識について、「反対」「どちらかといえば反対」とする回答が 5 割を超え、「賛成」「どちらかといえば賛成」の回答を大きく上回りました (p63 参照)。また、女性が職業を持つことに対する意識については、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」との回答は 35.6% で、「女性は職業を持たない方がよい」「結婚、子どもができるまでは職業を持つ方がよい」の合計 14.0% を上回りました (p62 参照)。これらは全国的

(※) 出典: 指標で知る千葉県 2018 (千葉県)。出生率 (人口千人当たり) は平成 28 年、老年人口 (65 歳以上人口) 比率は平成 29 年 4 月 1 日時点

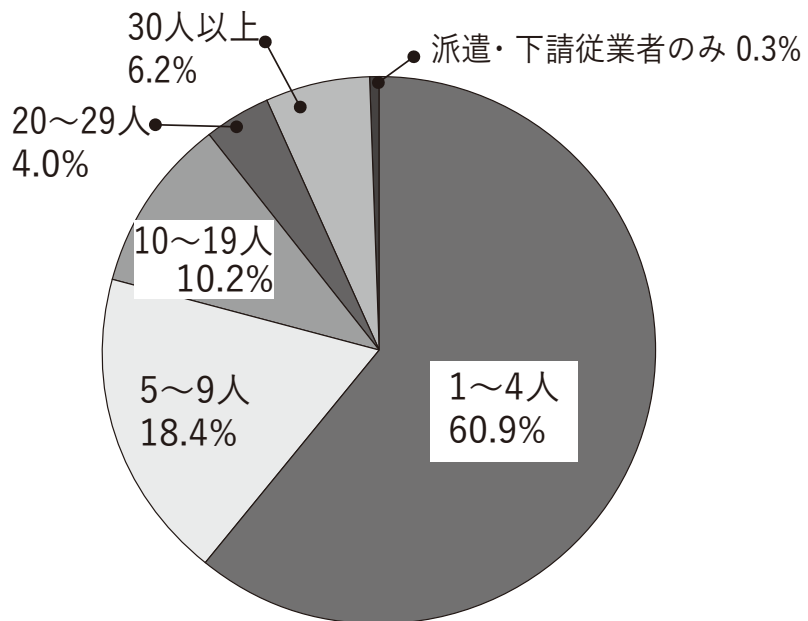
傾向とほぼ同じであり、市が20年前に実施した調査と比較しても男女共同参画の意識は浸透してきていると考えられます。

図3 市民の就業地・就学地



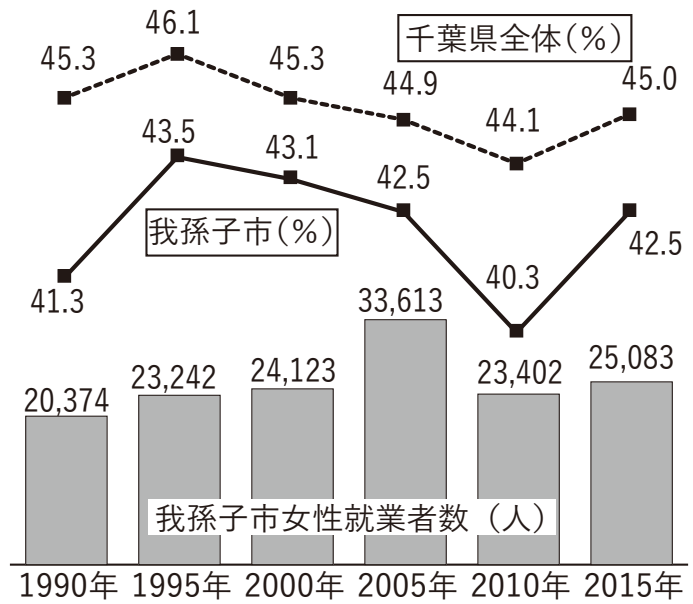
注：市内在住15歳以上の就業者・通学者のうち従業地・通学地「不詳」を除く
 出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

図4 市内民間事業所の従業者規模別比率（総事業所数：3,235）



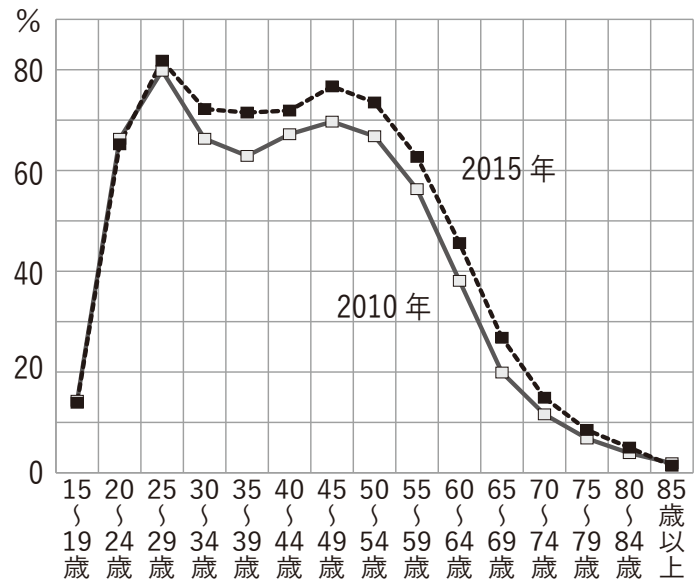
出典：2017 統計（我孫子市）

図5 女性就業率と女性就業者数



出典：指標で知る千葉県（千葉県）

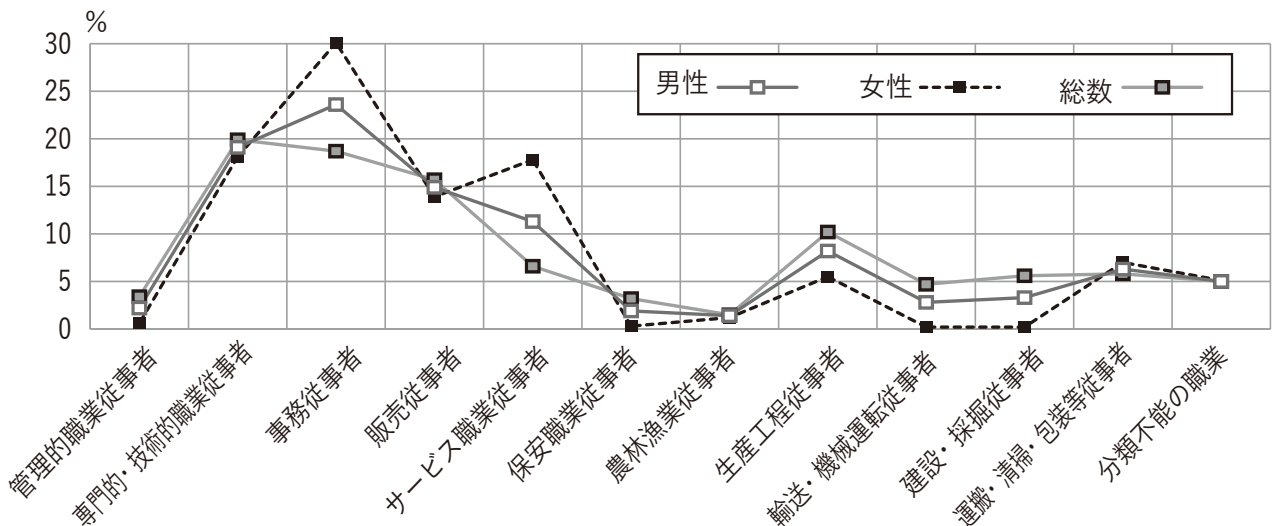
図6 我孫子市年齢階層別女性就労率



注：労働力状態「不詳」を除いて算出

出典：国勢調査就業状態等基本集計（総務省統計局）

図7 我孫子市男女別15歳以上就業者の職業別割合



出典：指標で知る千葉県（千葉県）

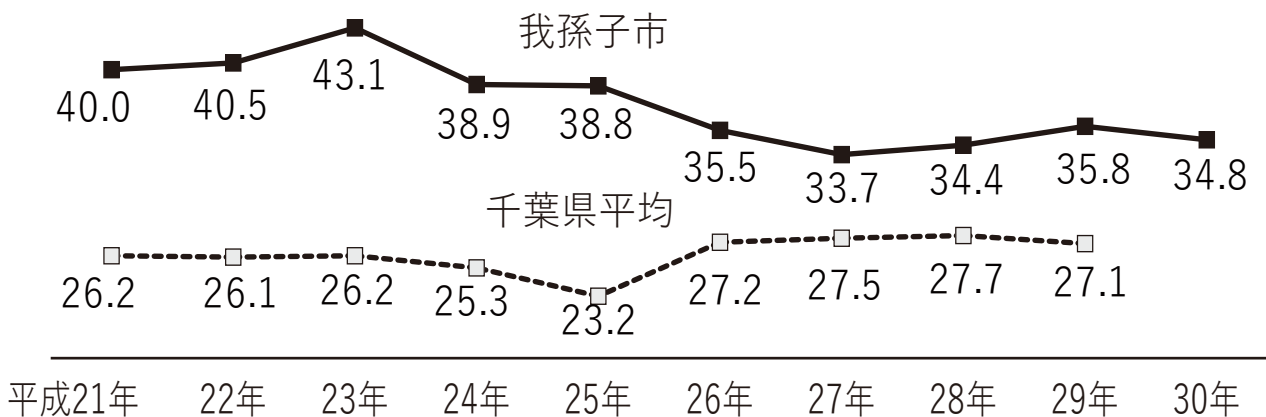
3 第2次プランの成果と課題

第2次プラン（平成21～30年度）は、「あらゆる分野に男女が参画する制度をつくる」、「人権が尊重される社会をつくる」、「仕事と生活の調和ができる環境づくりを行う」、「男女共同参画社会づくりの推進体制を充実する」の4つの目標を掲げました。計画期間を5年ごとの前期と後期に分け、後期計画では前期計画の課題を見直しました。後期計画では特に、「政策・方針決定過程への女性の参画を図る」こと、「男女の家庭生活、地域生活、職場生活等との調和を図る」（以下、ワーク・ライフ・バランスの推進）の2つを重点施策として取り組んできました。

「政策・方針決定過程への女性の参画」では、審議会等における女性委員の割合が、目標の40%に達しませんでした。計画期間中は30%半ばで推移し千葉県平均を常に上回りました（図8）。市職員の女性管理職比率も目標の20%には達しなかったものの、平成30年度初には、初めて女性部長職が2人となったほか、目標達成に近い18.8%となりました（図9）。

地域活動（自治会やまちづくり協議会、自主防災組織）の女性参画については、女性役員比率の目標を30%と掲げましたが、調査を行った結果、各組織ですでに目標を超えていることがわかりました。しかし、いずれの組織もトップの女性比率は低く、

図8 審議会等の女性比率（各年4月1日現在 単位：%）

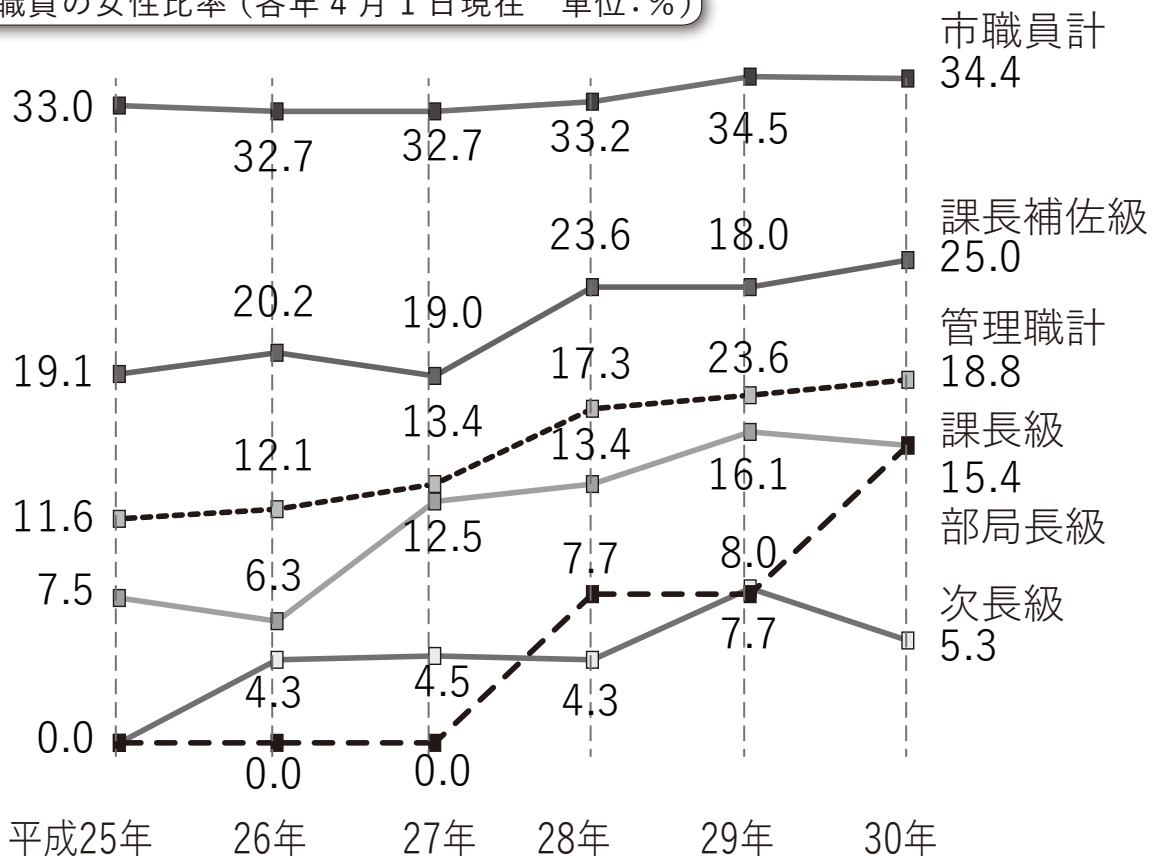


女性は役員として組織の実働を担っているもののトップ就任には結びつかない状況が明らかになりました。市では情報紙などで特集を組み啓発を図ってきましたが、今後の課題となっています（図10）。

「ワーク・ライフ・バランスの推進」では、保育園の待機児童ゼロを堅持するとともに、市内全小学校に学童保育とあびっ子クラブが設置され、働きながら子育てしやすい環境づくりが着実に進んでいます。しかし市職員についてみると、男性職員の育児休業取得者は、5年間で実績は1人でした。一方、市独自の休暇制度である子育て休暇は、取得しやすさから、男女ともに取得者が多く、男性職員の取得者数が女性職員の取得者数を上回っています（図11）。また、ボランティア休暇の取得がほとんどなく、職員への浸透の低さが見られました。有給休暇の取得は年間14日間（市長部局職員平均）となり、目標の15日間に近い数値となりました。

市の組織改正により、平成25年度から男女共同参画室は総務部秘書広報課に設置され、広報部門との連携のもと、情報発信による啓発に力を入れてきました。しかし、市民意識調査の結果では、市の男女共同参画に関する取り組み全ての認知度が3割を

図9 市職員の女性比率（各年4月1日現在 単位：%）



下回る極めて低い結果となり、今後の課題となっています（p74 参照）。

図10 女性自治会長

平成30年3月発行の男女共同参画情報紙「かがやく」では市内の自治会に取材した記事を集集（掲載記事から一部抜粋）

グラフで見るキーワード 自治会の課題と女性自治会長

我孫子市には現在188の自治会があります。会長職に就く女性は全体の13.8%。全国平均5.4%(図1)を上回っていますが、住民の半数が女性と考えるとかなり少ない比率といえます。

平成24年に実施した市の自治会等アンケート調査では、活動する上での課題として約7割が「構成員の高齢化」をあげています。役員の成り手については5割以上が不足していると考えていることが明らかになりました(図2)。

この課題は全国レベルで見ても同様です。国が昨年、全国の自治会について行った調査報告書(*)によると、「役員・運営の担い手不足」「役員の高齢化」を課題とする回答は本市よりも圧倒的で、いずれも8割以上となりました。

同報告書に示された自治体へのアンケートでは、女性が自治会長になることが難しい理由について、約7割が「女性自身の意識」で、約5割が「男性自身の意識」という結果が出ています。

また、女性自治会長へのヒアリングでは、役員等に女性が少ないのは「女性が名簿に名前を出したから」というケースとともに、「名簿上男性を役員等にしながら実際の活動は女性が担っている」という実態も報告されています。さらに「子育てとの両立は難しいから、やめた方がよい」「妻が前に出過ぎると、夫の立場がなくなる」「女に会長ができるわけがない」という周囲の反応が影響していることも浮き彫りになりました。

一方で、女性が会長であることのメリットをあげる声も聞かれました。「会

員の他の女性や子どもが協力しやすい」「地域での子育て人脈が役立つ」「女性の視点からの新企画や業務の見直しが進んだ」などです。ある女性会長からは「女性でやりづらいことがあれば手助けするよと応援してくれる男性たち」の存在も伝えられました。

国は自治会活動について「地域の社会基盤としての役割を担っており、震災等の発災状況や地域コミュニティの問題等を考えても、自治会の意義については近年益々重要になっている」と強調。その上で、持続可能な自治会活動のためには「多様な担い手の参画」、中でも「住民の半数を占める女性がより積極的に参画する意義は大変大きい」としています。

男性だけでなく女性も、時間にゆとりのある人だけでなく多忙な働く世代も、誰もが活動の中核を担えるような体制づくりが、多くの自治会が抱える課題解決の糸口になりそうです。

図1 自治会長の女性比率の推移

各年4月1日現在

年	我孫子市 (%)	全国平均 (%)
平成22	10.5	4.1
平成23	9.9	4.3
平成24	12.0	4.4
平成25	16.3	4.5
平成26	11.8	4.7
平成27	10.2	4.9
平成28	12.2	5.2
平成29	13.8	5.4

図2 活動する上での課題は…

構成員が高齢化 69%

役員の成り手がいない 48%

活動への市民の関心が低い 24%

行事への参加者が減少 21%

活動が慣例化した 20%

特に問題がない

構成員が減少

活動場所が不足

活動資金が不足

その他 無回答

活動する上での課題は…

役員の成り手は…

十分に足りている 9.4%

どちらかといえば足りている 27.2%

どちらかといえば不足している 29.7%

不足している 26.2%

わからない 7.4%

出典：図1「我孫子市男女共同参画プラン（第2次）実施計画」、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」/図2「我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針自治会等アンケート調査」平成24年10月（自治会とまちづくり協議会の合算）/本文中（*）内閣府「持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について」平成29年3月

図11 市職員の子育て休暇取得者

平成27年度 計213人	男性127人	女性86人
平成28年度 計212人	男性138人	女性74人
平成29年度 計245人	男性147人	女性98人

第2章 計画の概要

1 計画の位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「我孫子市男女共同参画条例」第10条に定める市の「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」です。

また、本プランの一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」^⑩第6条第2項に定める「市町村推進計画」として、さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」^⑪第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」として位置付けます。

2 計画期間と進行管理

本プランは平成31（2019）年4月1日から10年間の計画とします。ただし、国の動向や社会潮流の変化に、より機敏かつ柔軟に対応するため、5年を目途に見直しを行います。

また、本プランではプランのビジョンと個別事業の関連性を明確にするため、別途「実施計画」を策定せず、本プランを以って進行管理を実施します。

3 計画の構成

本プランは第1次、第2次プランから大幅に構成を変更し、加速度的に施策を推進するため、ターゲットを絞り込み、機動力及び実行力のある計画としました。全体をビジョン編と戦略編の2つに分けています（p12「4 計画の体系図」参照）。

■ビジョン編…3つの「基本目標」、及び各基本目標のもと3～4つの「方向性」を掲げました。基本目標は男女共同参画社会が実現した「まち」の将来像を、方向性はそれぞれ

れのまちづくりのために何を行っていくかを示しています。

基本目標には7つの評価指標を設定しました（下表）。これらは10年後に達成すべき目標数値を定めた重点的な課題です。国や近隣市との比較が可能なように数値化し、ビジョンにどのくらい近づいたかという評価の尺度とします。

■戦略編…計画の10年間で特に注力すべきアクションプランです。4つの事業手法のもと、それぞれ重点的に取り組む事業を掲げ、市の男女共同参画推進の基礎を示しました。

従来の実施計画にあたる関連の個別事業は、この4つの事業手法によって分類し、実施事業一覧にまとめてプランと一体化しました。各事業は策定当初のものであり時代の変化に対応した拡充を図るため、毎年の進行管理の中でも柔軟に追加訂正を行います。

■評価指標と目標数値

（★＝市特定事業主行動計画の目標と同一、※＝翌年度4月1日現在）

評価指標	平成29(2017)年度 実績	2028年度 目標
審議会等の女性委員比率※ ▶ 基本目標1	34.8%	40%
市民危機管理対策会議の女性比率※ ▶ 基本目標2	12.2%	30%
自治会長の女性比率※ ▶ 基本目標1、3	10.6%	20%
★市女性管理職比率（課長職以上）※ ▶ 基本目標1	18.8%	20%
★市消防吏員の女性比率※ ▶ 基本目標1、2	1.9%	3%
★子育て休暇の男性職員の取得率 ▶ 基本目標1	26.1%	50%
★市男性職員の育児休業・部分休業取得率 ▶ 基本目標1	0%	10%

4 計画の体系図.....

ビジョン編

私たちが目指す
男女共同参画社会の実現

私たちは、男女がお互いの人権を尊重する我孫子にします
私たちは、社会のあらゆる分野で、男女が平等に参画する我孫子にします
私たちは、男女一人ひとり自立し、責任を分かち合う我孫子にします
我孫子市男女共同参画都市宣言(平成13年制定)

基本目標 1
誰もが活躍できるまち

【我孫子市女性活躍推進計画】

- 方向性 1 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します
- 方向性 2 ワーク・ライフ・バランスを地域で推進します
- 方向性 3 市の特定事業主行動計画を推進します

基本目標 2
誰もが安心して暮らせるまち

【我孫子市DV防止基本計画】

- 方向性 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します
- 方向性 2 男女共同参画の視点からの防災に取り組みます
- 方向性 3 性差に配慮し、生涯を通じた健康支援を行います
- 方向性 4 ハラスメントのないまちを目指します

基本目標 3
誰もが地域でつながるまち

- 方向性 1 誰もが参画できる地域活動を推進します
- 方向性 2 多様性を認め合う地域を目指します
- 方向性 3 共に支え合い助け合う地域を目指します

戦略編

I. 情報発信

4事業 (男女共同参画室)

重点的に取り組む事業

- ・Web、SNSを活用した情報発信
- ・情報発信ルートの拡充

II. 意識の醸成

3事業 (男女共同参画室ほか)

重点的に取り組む事業

- ・男女共同参画に関する市職員研修
- ・男女共同参画講演会

III. 推進体制

5事業 (男女共同参画室)

重点的に取り組む事業

- ・男女共同参画プランの進行管理
- ・女性活躍推進協議会の設置

IV. 環境整備

65事業 (庁内各課)

重点的に取り組む事業

- ・審議会・行政委員会等への女性委員の登用
- ・市女性管理職の登用
- ・待機児童ゼロの継続
- ・保育サービスの提供
- ・市職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・DV相談
- ・男女共同参画の視点からの防災の取り組み

第3章 ビジョン編

本プランでは、私たちが目指す男女共同参画社会のビジョンとして、我孫子市男女共同参画都市宣言を掲げました。このビジョンのもと、3つの基本目標を置き、さらにそれぞれの基本目標について、現状と課題を整理し、実現に向けて取り組む方向性を示しました。

私たちが目指す男女共同参画社会の実現

「我孫子市男女共同参画都市宣言」(平成13年制定)

私たちは、男女がお互いの人権を尊重する我孫子にします
私たちは、社会のあらゆる分野で、男女が平等に参画する我孫子にします
私たちは、男女一人ひとり自立し、責任を分かち合う我孫子にします

基本目標1 誰もが活躍できるまち

- 方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します
- 方向性2 ワーク・ライフ・バランスを地域で推進します
- 方向性3 市の特定事業主行動計画を推進します

我孫子市女性活躍推進計画

基本目標1に位置付けます

基本目標2 誰もが安心して暮らせるまち

- 方向性1 女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します
- 方向性2 男女共同参画の視点からの防災に取り組みます
- 方向性3 性差に配慮し、生涯を通じた健康支援を行います
- 方向性4 ハラスメントのないまちを目指します

我孫子市DV防止基本計画

方向性1に位置付けます

基本目標3 誰もが地域でつながるまち

- 方向性1 誰もが参画できる地域活動を推進します
- 方向性2 多様性を認め合う地域を目指します
- 方向性3 共に支え合い助け合う地域を目指します

基本目標1 誰もが活躍できるまち

我孫子市女性活躍推進計画

労働力人口（全国）の女性比率は4割を超え、今や女性の力はあらゆる活動の担い手として欠かせなくなっています。共働き世帯はほぼ一貫して増加し、平成9年以降専業主婦世帯を上回りました。その差は拡大を続け、平成29年には共働き世帯が専業主婦世帯の約1.8倍となり、昭和50年代半ばと比べ逆転しました（図12）。

一方、家庭での役割を果たす男性の時間は、増えつつあるものの、諸外国と比べて極めて低い状況です。共働き世帯で女性が仕事も家事・育児も1人で担う「ワンオペ育児」や子育てと親の介護を同時に行う「ダブルケア」の問題も浮き彫りになってきました。この背景には、家事・育児・介護は女性が行うものという固定的性別役割分担意識や、長時間勤務や隔地転勤が当然とされる男性中心型労働慣行があります。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実についても聞きました（p64参照）。希望する優先度については「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」とする回答が男女とも最も多くなっており、女性でも「『家庭生活』を優先したい」を上回る結果となっています。しかし実際の優先度は約4割の女性が「『家庭生活』を優先している」と回答しており、女性が働くことを希望していても家庭生活を優先せざるを得ない現状が明らかになりました。

働きたい女性が職場で活躍できるようにするためには、保育サービスの一層の整備など地域における子育て支援の拡充と、父親も家事・育児を担えるような働き方の見直しや「男は仕事を優先すべき」という考え方の改革が同時に必要であるといえます。

これらを踏まえ、「基本目標1 誰もが活躍できるまち」を我孫子市女性活躍推進計画として位置づけ、市内外で活躍する女性を支援していきます。

目指すべき方向性

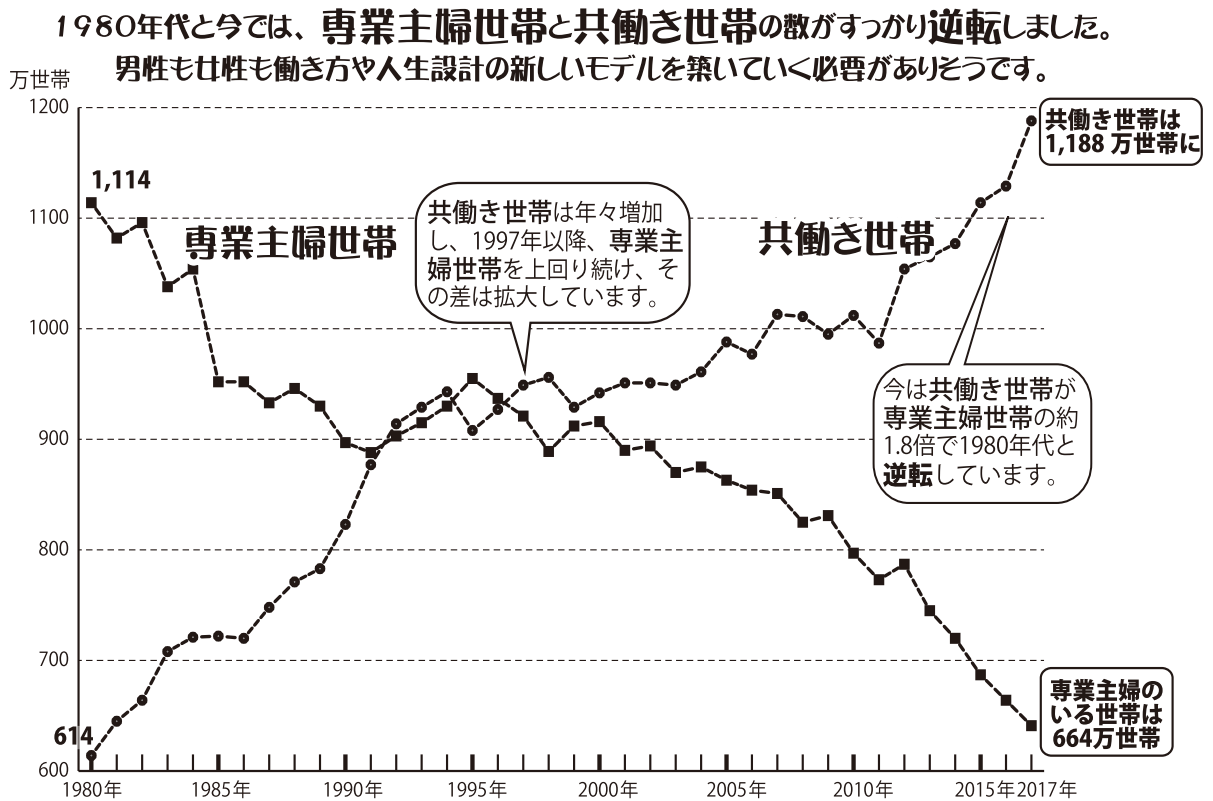
- 方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します
- 方向性2 ワーク・ライフ・バランスを地域で推進します
- 方向性3 市の特定事業主行動計画を推進します

評価指標と目標数値

(★=市特定事業主行動計画の目標と同一、※=翌年度4月1日現在)

評価指標	平成29(2017)年度実績	2028年度目標
審議会等の女性委員比率※	34.8%	40%
自治会長の女性比率※	10.6%	20%
★市女性管理職比率(課長職以上)※	18.8%	20%
★市消防吏員の女性比率※	1.9%	3%
★子育て休暇の男性職員の取得率	26.1%	50%
★市男性職員の育児休業・部分休業取得率	0%	10%

図12 専業主婦のいる世帯と共働き世帯の推移



内閣府「男女共同参画白書」、総務省「労働力調査特別調査」等から作成

注：平成30年6月の男女共同参画月間企画展示でパネルとして使用したものをそのまま転載

方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します

■現状と課題

市の審議会等委員における女性比率は、3割台半ばで推移してきました(p7 図8)。市内各部署が審議会等委員を選任するにあたって、女性委員がない場合には理由を報告することになっており、この成果が表れてきたものと考えられます。しかし、女性委員がない審議会や女性が圧倒的多数で男性委員の参画が必要となる審議会もあり、バランスが取れた状況にはありません。

行政委員会では、平成29年に農業委員会で初の女性委員が誕生し、その年に限り、全体の女性比率が20%超となりました(図13)。

地域活動では、自治会やまちづくり協議会、自主防災組織において、女性の会長や代表は大変少ないのが現状です。多くの女性が地域での活動を担っている一方、会長や代表といった組織のトップは男性が圧倒的多数であることが、課題として浮き彫りになっています(p9 図10)。

職住近接やワーク・ライフ・バランスが比較的实现しやすい働き方としての「起業」が注目されるようになりました。(図14)。市では従来の創業支援に加え、平成30年度から女性に特化した支援を開始し、初の「女性起業支援フォーラム」を実施しました。

農業従事者の高齢化が進むなか、地元農業における女性の活躍が期待されています。「あびこ農産物直売所あびこん」を運営する会社は市内女性農業者がトップを務めています。また、市内女子大学では、大学所有の農地を利用した農業や地産地消に関するカリキュラムを実施しており、女性の新規就農につながることを期待されます(図15)。市では女性農業者の交流機会の創出や農業分野への理解を深める啓発を行っています。

■実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」(p45～)の事業の番号

○ 審議会・行政委員会等への女性委員の登用 → (13)

審議会・行政委員会等において女性委員を積極的に登用し、女性の参画拡大を図ります。また、全ての審議会・行政委員会等で一方の性に偏ることのない登用に取り組んでいきます。

○ 自治会、まちづくり協議会等への女性の参画 → (20)

自治会長、まちづくり協議会会長など、地域活動での女性の参画拡大を図るため、啓発に努めます。

他→ (27)、(28)

図13 行政委員会等の女性比率 (各年4月1日現在)

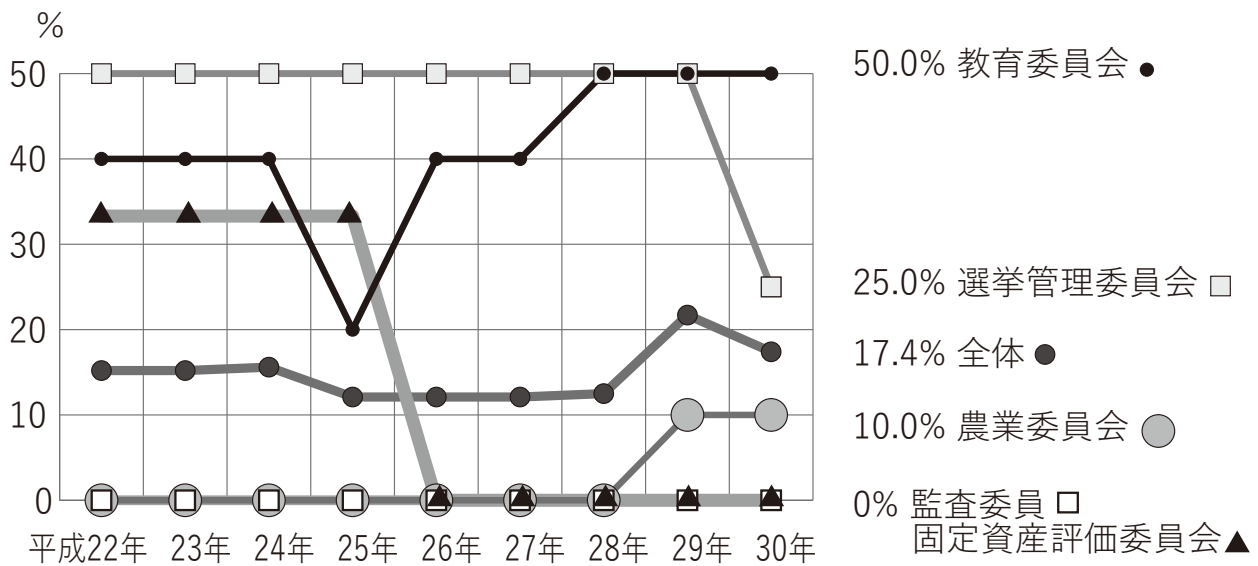


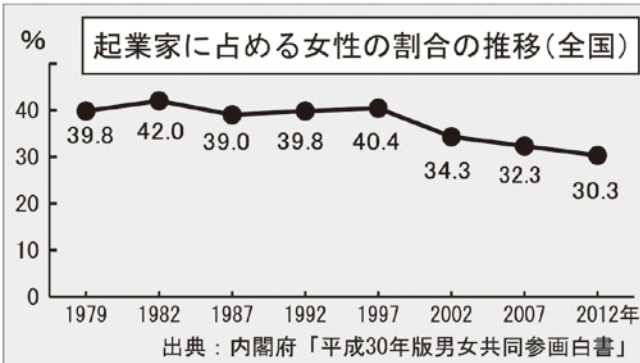
図14 女性起業家

平成30年9月発行の男女共同参画情報紙「かがやく」では「働き方“自分スタイル”」と題し、市内の女性起業家に取材した記事の特集（記事を一部抜粋）



グラフで見るキーワード 女性活躍の鍵「起業」という働き方

起業家に占める女性の割合は近年全国的に低下傾向です（下のグラフ参照）。国は「第4次男女共同参画基本計画」において、女性比率30%台の維持を目標の一つに掲げています。また政府は「女性活躍加速のための重点方針2018」において、「女性の起業に対する支援の強化」をうたいま



した。この中で、起業は「多様で柔軟な働き方」であり「男女いづれにとっても有効な選択肢の一つ」と示されています。

市はさまざまな創業支援メニューを用意しています。これを

活用し起業した人は2014年度から2017年度までの4年間で25人、そのうち6人が女性です（19.4%）。今回特集の伊藤さんと吉田さんもこの支援メニューを使って起業しました。

今年度は、メニューの一つ「実践創業塾」修了生の中から、すでに4人の女性起業家が誕生しており、女性比率が高まってくるのが期待されます。また10月には初の「女性起業支援フォーラム」を開催。吉田さんと伊藤さんが先輩起業家として登壇します。

図15 女性農業者

平成29年9月発行の男女共同参画情報紙「かがやく」では「我孫子からはばだけ！農業女子」と題し、市内川村学園女子大学の「農と地産地消」の講師と受講生に取材した記事の特集（記事を一部抜粋）

データに見る我孫子の女性農業者

我孫子市の農業就業者数は643人、うち女性は345人でほぼ半数。平均年齢は66.6歳、うち女性は67.0歳です（平成27年2月1日現在）。一方、新規就農者数は平成21年度から28年度までの累計で24人。うち女性は6人で25%にとどまっております、就農時の年齢は20～40歳代となっています。

就農者が男女半々であり高齢化していることや新規就農者の女性比率が小さいことは、国全体でも同様です。農業の活性化のため、新たな農業女子の誕生が待たれています。



方向性2 ワーク・ライフ・バランスを地域で推進します

■現状と課題

市内15歳以上の就業者のうち男性の77%、女性の56.8%が市外に働きに出ています。また、市内事業所の9割以上が従業者数30人未満です（p5 図4）。地域における女性活躍推進のためには、事業所への情報提供のほか、市外に出て働く女性を支援していく対策が必要です。

市は、保育園や認定こども園、小規模保育事業所を計画的に整備し、昭和61年度から「待機児童ゼロ」を維持してきました。また、「産後休暇・育児休暇明け保育園予約」制度や、一時預かり、病児・病後児保育などさまざまな事業を用意しています。平成27年度には「保育コンシェルジュ」を配置し、多様なニーズに応える相談を行ってきました。学童保育室やあびっ子クラブ^Qは、市内全小学校に設置が完了し、働く女性を支援する環境整備は着々と進んでいます。

一方、市民意識調査では、就労者に職場の休暇制度について聞いたところ、女性では育児休業で17%、介護休業で23.5%の人が「自分の職場に制度があるかわからない」と答えており、休暇制度が従業員に十分浸透していないケースが見受けられました（p65 参照）。制度利用に関する一層の情報発信を行うとともに、女性活躍推進協議会^Qを設置し、広く意見を集めて計画を推進していく必要があります。

■実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」(p45～)の事業の番号

○ 待機児童ゼロの継続 → (58)

就労意向の潜在ニーズを含めた保育の需要量を踏まえつつ保育園や認定こども園などの環境整備を推進し、待機児童ゼロを継続します。

○ 保育サービスの提供 → (59)

一時預かり、病児・病後児保育、延長・休日保育など、さまざまなニーズに対応した保育サービスを提供します。

○ 産休・育休予約事業 → (60)

保育園への入園予約事業により、産休・育休明けから支障なく職場復帰ができる環境づくりに努めます。


○ 子育て支援施設の運営 → (61)

在宅で子育て中の親子を支援するための場所を提供し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

○ 市内事業者等への情報発信の充実 → (26)

市内事業所や働く市民に対し、育児・介護休業制度等のさまざまな情報を発信します。

○ 女性活躍推進協議会の設置 → (9)

市の女性活躍推進の取り組みなどについて協議する「女性活躍推進協議会」を設置します。

他→ (56)、(57)、(62)、(63)、(74)、(75)、(77)

方向性3 市の特定事業主行動計画を推進します

■現状と課題

市内の事業所としての市役所は、従業員数で有数の規模を有します。市自らが職員のワーク・ライフ・バランスについて積極的に取り組み、その姿勢を地域に浸透させていくことは、地域における女性活躍推進の原動力となります。

市は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法^Qに基づく「特定事業主行動計画」^Qにより、市職員のワーク・ライフ・バランス実現に取り組んでいます。年次有給休暇の取得促進や時間外勤務の短縮、男性職員の子育て環境の整備や女性の活躍の場を広げる配置・登用に努めてきました。平成27年度、28年度には市長、副市長、部局長、一般職員によるイクボス宣言^Qを行いました。本人またはパートナーが妊娠した場合、その所属長と共に「おめでた面接」を受けてもらい、育児休業等を説明し、各種制度の利用促進を図っています。

しかし、男性職員の育児休業取得は進んでないのが現状です。制度の周知がまだ不足していること、固定的性別役割分担意識や休暇の取りづらい環境が依然として残っていることなどが要因として考えられます。今後は親の介護のために時間を必要とする職員の増加が見込まれ、育児休業と合わせて配慮していくことが課題となっています。

女性管理職は徐々に増えています。課長補佐級の女性職員の割合は平成30年4月1日現在で25%であり（p8 図9）、将来の管理職候補も育ってきています。また、女性が少なかった建設・土木分野の技術職で女性が増えつつあります。一方、保育士では男性が見られるようになりました。

■実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」
(p45～)の事業の番号

○ 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 → (15)

特定事業主行動計画に基づき各種制度の充実、利用促進、PRに努め、市職員の仕事と子育ての両立を支援します。

○ 市女性管理職の登用 → (16)

各種研修、幅広く職務経験を積める人事配置を実施し、資質向上や人材育成を図り市役所における女性管理職の登用に努めます。

○ 市職員の育児休業・子育て休暇・介護休暇の取得促進 → (17)

市職員の育児休業・部分休業、育児短時間勤務活用、子育て休暇、介護休暇の利用促進を図ります。

基本目標2 誰もが安心して暮らせるまち.....

あらゆる暴力、差別、偏見は人権侵害であり、被害者を生まない環境づくりが求められています。配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）については女性の被害が深刻です。内閣府の調査では、女性の約3人に1人がDVを受けたことがあるとの結果が出ており（図16）、誰もが他人事ではない現状が明らかになりました。国はDV防止法^Qの公布後も3度の改正を行い、保護の対象を広げてきました。

市民意識調査でどんな行為がDVだと思うかを聞いたところ、「なぐったり、けったりする」「平手で打つ」などの身体的暴力については8割以上が「DVだと思う」と答える一方、「お金や使い道を細かくチェックする」、「外で働くことを制限する」などについては約3割が「DVだと思わない」と答え、精神的苦痛を与えたり行動を制限したりすることが暴力にあたるという認識が低いことがわかりました（p70参照）。被害の潜在化を防ぐためにも、DVについての周知に一層取り組む必要があります。

同調査では、デートDV^QやLGBT^Qについて「知らない」と答えた人が半数を超えていることがわかりました（p73参照）。これらのことについては、子どもたちはもちろん、子どもたちを守るべき大人たちにも正しく理解する機会が必要です。

災害対策では、東日本大震災などの発災時、避難所運営のあり方などに男女共同参画の視点が不十分だったと指摘されており、市でも地域防災計画に同視点を盛り込むなど改善に努めてきました。さらに、防災に関わる会議や地域の防災組織への女性参画を一層進めていくことが必要です。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^Qの視点は男女共同参画社会の実現に重要です。女性は妊娠や出産の可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。このため、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、妊娠・出産について自分で判断し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。

目指すべき方向性

方向性1 女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します

【我孫子市 DV 防止基本計画】

方向性2 男女共同参画の視点からの防災に取り組みます

方向性3 性差に配慮し、生涯を通じた健康支援を行います

方向性4 ハラスメントのないまちを目指します

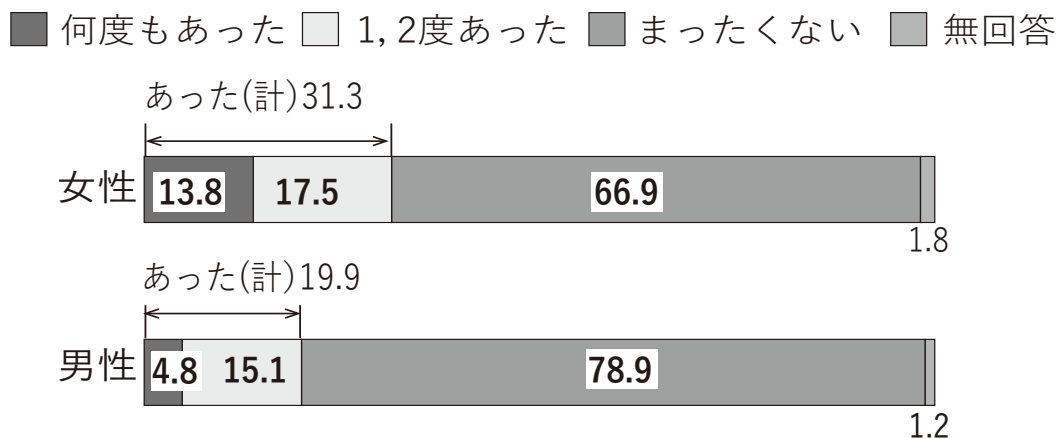
■評価指標と目標数値

(★=市特定事業主行動計画の目標と同一、※=翌年度4月1日現在)

評価指標	平成29(2017)年度 実績	2028年度 目標
市民危機管理対策会議の女性比率※	12.2%	30%
★市消防吏員の女性比率(再掲)※	1.9%	3%

図16 配偶者からのDV被害経験(単位:%)

女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けている。



内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)から作成(説明文はそのまま引用)

方向性1 女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します

我孫子市 DV 防止基本計画

■現状と課題

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。

DVは、外部からの発見が困難な閉ざされた空間である「家庭内等」で行われるために潜在化しやすい傾向にあります。また、加害者に罪の意識が薄く、被害者も被害を受けているという意識が低いという特徴があり、周囲や被害者自身が気づかないうちに深刻化してしまう傾向にあります。被害者は女性が多く、背景には固定的性別役割分担意識や経済力格差など、これまで男女が置かれてきた社会の構造的な問題があると考えられています。男女平等実現のために女性に対するあらゆる暴力をなくすことは重要な課題です。

DV被害者は男性の場合もあります。国の調査では、男性の約5人に1人が被害を受けたことがあり（p 25 図 16）、そのうち約7割はどこにも相談していないと答えています。同調査では親が被害を受けたことがある家庭の約2割で子どもへの被害が見られることも明らかになっています。

市では、生活保護などの生活に関する相談窓口でDV相談を実施しています。さらに平成27年度には、生活困窮者自立支援法による高齢者や障害者、子どもを含めた分野にとらわれない包括的な相談窓口を開設し、生活困窮の中で潜在するDV被害を発見できるようになりました。警察や千葉県、民間団体とも連携し、相談しやすい環境整備や被害者に最大限配慮した支援に努めています。また、庁内関係部署とも連携し、発見から相談、自立まで切れ目のない支援と個人情報漏洩防止のための体制を整えてきました。これらの結果、平成27年度のDVに関する相談件数は前年度の2.7倍となりました。

より一層の推進を図りDVを許容しない社会を実現するために、この「基本目

標2 方向性1」を「我孫子市DV防止基本計画」として位置付けます。本計画では、DV防止法^Qに規定する「配偶者（事実婚・元配偶者）からの暴力」「生活の本拠を共にしている交際相手からの暴力」に加え、「交際相手からの暴力」（デートDV^Q）も対象とします。さらに、対象とする暴力を6類型とし、暴力には身体的暴力以外にもさまざまあることについて、市民への周知を図っていきます。

対象とする暴力の6類型

1. 身体的暴力

殴る、蹴る、突き飛ばす、首を絞める、引っかく、物を投げつける、刃物を持ち出す、髪を引っばる等

2. 精神的暴力

大声でどなる・ののしる、殴るふりをする、人前で侮辱する、無視し続ける、「キモイ」「死ね」などと言う、「誰のおかげで生活できるんだ」「もっと稼いできなさい」と言う、私物を壊す・勝手に捨てる等

3. 経済的暴力

必要な生活費を渡さない、あるいは少額しか渡さない、お金の使い道やレシートを細かくチェックする、無理に借金を負わせる、生活費が足りないのに特別な理由なく働かない等

4. 社会的暴力

携帯電話でのやりとりを細かくチェックする、家族や友人等との交際を制限する、外で働くことを制限する等

5. 性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要する、子どもができないことを一方的に非難する等

6. 子どもを巻き込んだ暴力

子どもに暴力を見せつける、子どもを取り上げる、子どもを相手の父母に会わせない、「離婚しても子どもは渡さない」などと脅す等

■実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」(p45～)の事業の番号

○ 暴力の被害者・加害者にならない意識づくり

女性に対する暴力をなくす運動の啓発を進め、相談窓口について市民の認知度を高めます。特にいわゆるデートDV^Q、リベンジポルノ^Q、いわゆるJKビジネスやAV出演強要など、若年女性を対象とした性的搾取について被害防止のため、その周知に努めます。

○ 発見しやすい環境づくり

研修を通して庁内関係部署の職員の資質向上を図り、被害者の視点に立った相談体制の充実や適切な情報提供を推進します。

○ 被害者等の保護と自立支援に向けての体制づくり

緊急時の安全確保、生活再建や精神的支援を行い、保護から自立まで一貫して被害者を支える体制を構築します。女性をはじめ、子どもやひとり親、高齢者、障害者、性的少数者、外国人などが、性別や国籍、その他のあらゆる理由で差別・排除されず、誰もが支え合い、活躍できる地域共生社会の実現に向けた体制づくりを行います。

○ 庁内や関係機関等との連携と協力

個人情報保護のため、庁内連携体制を一層強化します。また、法律相談や生活困窮者相談窓口など関係機関・民間団体等との協力・連携を図っていきます。

他→ (29)～(34)、(38)、(64)、(66)

方向性2 男女共同参画の視点からの防災に取り組みます

■現状と課題

東日本大震災や熊本地震の災害対応では、避難所における女性用物資の不足や配布体制、プライバシーの確保などの問題点が指摘され、避難所運営に男女共同参画の視点が欠如していることが課題となりました。そのため、市は防災計画の避難所運営の基本的な考えに、女性の参画推進や男女双方の視点で配慮することを掲げ、避難所施設における女性専用相談窓口や更衣室、授乳室の設置、物資の配布方法などについて具体的に記載しました。女性専用の備蓄品整備も進めています。また、市職員を対象とした「男女共同参画の視点からの防災研修」を実施し、女性参画の必要性を再確認しました。

市の消防吏員 153 人のうち女性は 3 人、消防団員はゼロとなっています（平成 30 年 4 月 1 日現在）。一般に被災者や急病人の半数は女性であり、現場において女性の状況やニーズが理解できる女性吏員・団員を増やしていくことが必要です。

■実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」(p45～)の事業の番号

○ 男女共同参画の視点からの防災の取り組み (→ 24)

男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の推進を図るとともに、災害に備えて、女性や高齢者のニーズに対応した備蓄品の整備を進めます。

○ 女性消防吏員の増員 (→ 67)

消防組織の活性化のため、女性消防吏員の計画的な増員を進めます。

○ 女性消防団員の拡充 (→ 69)

災害において女性の視点に立って対応をするため、女性消防団員の拡充を図ります。

他→ (25)、(68)

方向性3 性差に配慮し、生涯を通じた健康支援を行います

■現状と課題

市は、男女共に生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、年代や性別に応じた健康の維持・向上についての取り組みを進めています。その中で、乳がんや子宮頸がん検診の受診率、中でも子育て世代の受診率が低いことに着目し、ドラッグストアなどに受診を呼びかけるカードを設置し周知に努めてきました。さらに市保健センターで実施する集団検診では、乳がん、子宮頸がん、骨粗しょう症の全検診で託児サービスを設けています。平成29年度は3検診合計32日間で、延べ549人の託児を行いました。

性別によって身体的性差があることを理解することは、お互いの人権を尊重することにつながり、男女共同参画社会にとっても欠かせないことです。特に女性は妊娠・出産などライフステージごとに大きな変化を経験する可能性が高くなっています。市は妊婦健康診査をはじめ、メンタルチェックを含めた産婦健康診査の費用助成、産後ケア事業など、妊娠から出産までの切れ目ない支援体制を整備しています。

女性の健康については、子どもを持つ親だけでなく、広く市民に意識の醸成を図ることも大切です。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^Qの視点から、子どもを産むかどうか、出産の時期や間隔をどうするかといったことなどについて、女性が自身の健康のため自らの意思で決定できるよう、一層の啓発に取り組む必要があります。

■実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」(p45～)の事業の番号

○ 乳幼児から高齢期までの検診・健康診査 (→46)

妊婦・乳児健康診査、産婦健康診査、子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症などの健(検)診を実施するとともに、受診率の向上に努めます。

○ 妊娠・出産・育児期における支援 (→47)

妊娠・出産・育児期における正しい知識の普及や母子健康相談・保健指導の実施、産後ケアの充実に努めます。

○ 健康教育の推進 (→48)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、女性外来、更年期に関する正しい知識の普及を図ります。また、イベントなどの機会を活用し、子どもを対象とした育児体験の機会を設けていきます。

他→ (44)、(45)、(49)～(53)

方向性4 ハラスメントのないまちを目指します

■現状と課題

平成18年の男女雇用機会均等法改正において、職場におけるセクシュアルハラスメント防止措置が事業主に義務付けられました。これに基づき厚生労働省は、事業主に対し「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（セクハラ指針）」を策定しています。指針では、セクシュアルハラスメントにLGBT^QなどSOGI^Qに関するものが含まれ、さらに、マタニティーハラスメントなど妊娠・出産・育児・介護休業についてのハラスメント、パワーハラスメントについても記述されています。

市でも「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を策定し、相談体制構築、並びに職員への周知を図ってきました。しかし利用実績は少なく、一層周知するとともに相談しやすい環境を整え、ハラスメントのないまちづくりの基礎となっていく必要があります。

ハラスメントはアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）から生まれることがあります。例えば「男性は常に仕事に全力投球すべき」、「子どもが大きくなるまでは女性は家庭を優先させないといけない」といったことです。配慮しているようであっても、男性を仕事に縛り、女性の活躍を妨げるパタハラ（育児参加を希望する男性へのハラスメント）やマタハラ（妊娠・出産・育児休業等についてのハラスメント）につながる考え方です。被害者に同様の思い込みがあり、相談につながりにくいケースも考えられます。

職場だけでなく地域や家庭においてもハラスメントの可能性はあります。ハラスメントのないまちづくりのためには、広く市民に対し、ハラスメントについての意識の醸成が必要です。

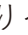
■実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」(p45～)の事業の番号

○ 市職員向けハラスメントの防止及び対応 → (18)

「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、ハラスメントを防止し、相談または苦情に対応するための相談窓口を設け、職員が能力を十分発揮できる職場環境を確保します。

○ 民間相談窓口の周知

「よりそいホットライン」など民間の相談窓口と市のDV相談窓口との連携を進め、周知を図ります。

○ ハラスメントに関する意識の醸成

講座や情報紙、インターネットを活用してハラスメントや相談体制の情報発信を行い、市民や市職員の意識の醸成に努めます。

他→ (65)、(71)

基本目標3 誰もが地域でつながるまち.....

市民誰もが性別や国籍、価値観などによって差別や偏見を持たれることなく暮らせる地域づくりは、男女共同参画社会の実現においても、欠かすことができないことです。地域には男性、女性、高齢者や子ども、外国人や障害を持つ人、さまざまな困難を抱える人が暮らしています。そのような多様な人々が地域づくりに参画できるよう、支え合っていく必要があります。

特に、働く世代の男性の地域参画も重要です。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担の意識は変化してきていますが、家事分担や近所付き合いは女性が担い、男性の地域での付き合いは希薄な傾向が根強くあります。働いていても、小さい子どもがいても、高齢であっても、無理なく活動できることが大切です。

高齢化の時代にあって元気に活動できる高齢者も増えています。今後は高齢者も単に支えられる存在ではなく、その経験を生かして地域で活躍することへの期待が高まっています。

目指すべき方向性

- 方向性1** 誰もが参画できる地域活動を推進します
- 方向性2** 多様性を認め合う地域を目指します
- 方向性3** 共に支え合い助け合う地域を目指します

■評価指標と目標数値

(★=市特定事業主行動計画の目標と同一、※=翌年度4月1日現在)

評価指標	平成29(2017)年度 実績	2028年度 目標
自治会長の女性比率(再掲)※	10.6%	20%

方向性1 誰もが参画できる地域活動を推進します

■現状と課題

市内では自治会や町内会、まちづくり協議会といった地域のコミュニティのほか、さまざまな目的を持って活動する市民団体があります。しかし、少子高齢化や人口減少に伴い、構成員の高齢化や役員の担い手不足などの課題を抱えています（p13 図10）。

定年退職後、時間に余裕ができた高齢者は地域を支える強い力となります。これまでの仕事での経験を生かし、若い世代を支え、地域での仲間づくりに参画することができます。そのためには、働く世代や子育て世代が無理なく市民活動に参加できる環境づくりも必要です。

男女共同参画の視点から見ると、市民活動団体は、職場のような年功序列、固定的性別役割分担が比較的少なく、地域の状況に詳しく知り合いも多い女性が活躍しやすい組織といえます。一方男性の場合、退職前の勤務先や肩書を地域活動の場にも持ち込もうとし、周囲になじめない場合があります、課題となっています。

市では、平成25年度「地域コミュニティ活性化基本方針」を策定しました。これに基づき、誰もがそれぞれの立場で地域活動に参画できるための工夫や、各団体がその特性を生かしながら、お互いに協力し合える仕組みづくりを推進していきます。

■実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」(p45～)の事業の番号

○ 地域活動インターンシッププログラムの実施 → (21)

誰もが気軽に地域での活動を始められるよう、市民活動団体やボランティアを体験できるプログラムを実施し、地域活動への参画を促します。

○ 市民活動への支援 → (22)

あびこ市民活動ステーションや近隣センターなどの活動場所の提供や相談などを行い、市民活動を支援します。

方向性2 多様性を認め合う地域を目指します

■現状と課題

現在、市の人口は減少傾向にありますが、在住外国人の数は年々増加しています（図17）。言葉や生活習慣の違いによる困難をできるだけ取り払い、外国人においても男女のニーズの違いに配慮していくことが必要です。市では、外国語による生活情報の提供や相談を行い、在住外国人の支援を行っています。また、国際交流イベントを開催し、多文化共生の地域づくりを進めてきました。

LGBTQなど性的少数者については、職場や学校、地域において特別な存在ではないということに目が向けられるようになってきました。従来の男女の範疇に属さないだけで社会の中でさまざまな困難に直面することは、男らしさ・女らしさによって生きづらさを抱えることにも通じます。ダイバーシティQ部門を設置し積極的に環境整備を行う企業や、公的文書への性別記載廃止や婚姻届に準じる公的証明発行を実施する自治体が生まれており、全国的な広がりが見られます。市では、市民からの相談を受けるとともに、教育現場においても男女平等教育担当者が子どもたちのための相談に対応しています。また、市職員に対しては、LGBTQについて正しく理解するための研修を行いました。

誰もが個々に異なる特徴、個性、価値観を持っています。そして、誰もがそれぞれの能力に応じて活躍する権利を持っています。多様性を認め合い、それぞれの力を発揮できる地域を目指します。

■ 実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」(p45～)の事業の番号

○ 在住外国人の支援 → (19)

日本語教室の開催や相談窓口の設置、市ホームページの多言語化による生活情報の提供により、在住外国人が暮らしやすい環境づくりを行います。

○ 小・中学生への性教育や性に関する相談 → (72)

市内全ての小・中学校において、発達段階に応じた性教育を実施するとともに、相談に対応します。

○ 人権相談 → (39)

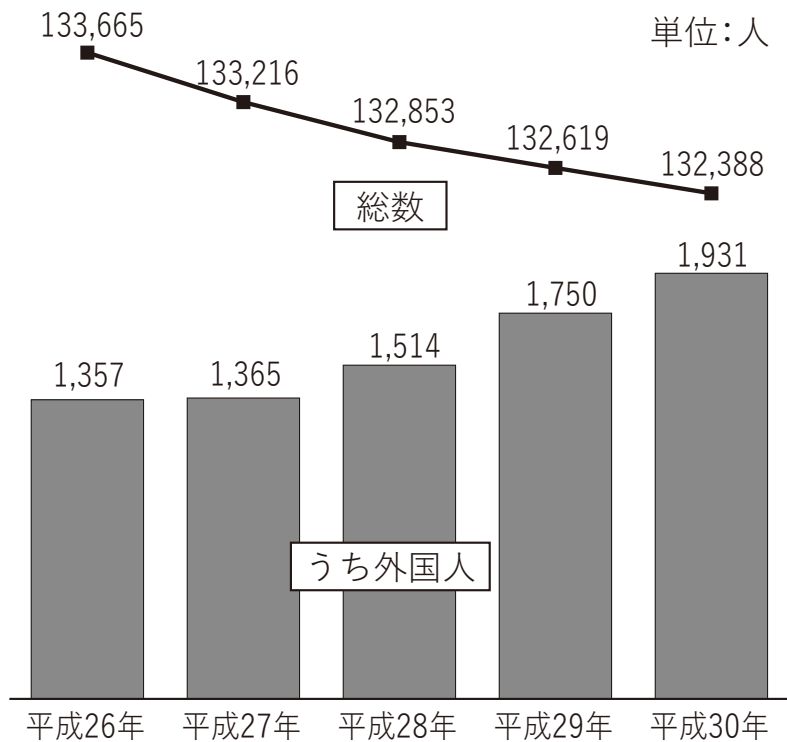
人権擁護委員による人権相談について、男女共同参画の視点に立った相談対応が行えるよう対応します。

○ 人権に関する啓発活動 → (41)

人権を正しく理解する啓発活動を法務局・柏人権擁護委員連絡協議会と共に実施します。

他→ (70)、(73)

図17 我孫子市の人口総数と外国人の数の推移



注：住民基本台帳、各年1月1日現在

方向性3 共に支え合い助け合う地域を目指します

■現状と課題

高齢化、核家族化の進む時代にあって、高齢夫婦のみの世帯や独居世帯も増え、地域の安全を守るためにも地域コミュニティの重要度が増しています。市内の188自治会や自主防災組織は、防犯協議会や警察などと連携し、地域の防犯パトロールや防災訓練を実施してきました。地域住民が地域の課題などについて話し合う「地域会議」も始まっています。

しかし、若い世代の地域コミュニティ参画が進まず、地域のつながりの希薄化が心配されています。高齢化の進む時代にあっては、地域活動の担い手としての高齢者の存在も欠かせません。高齢者も単に支えられる対象としてではなく、その経験を生かして地域で働き、子どもたちや若い世代を支える側の存在となれる可能性を持っています。


誰もが地域で孤立することなく、人々と交流できることは重要です。市では高齢者のための居場所「お休み処」、子どもたちのための子ども食堂や学習支援事業など、さまざまな取り組みや活動の支援を行っています。子どもに対する支援は、子どもたちの居場所づくりの観点だけでなく、その親の生活困窮を支援する側面も持っています。特にひとり親の場合、女性の方が経済的困窮に陥りやすく、男女共同参画の視点からも特に配慮が必要です。

地域で多様な人々が支え合い、つながっていくためには、どのような局面においても、男女のニーズの違いについて配慮できることが大きな鍵となります。

■実現に向けた主な取り組み

「→()」は戦略編「5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧」(p45～)の事業の番号

○ 地域コミュニティの活性化 → (23)

市内に地域の現状や課題などについて、話し合える場「地域会議」を設け、地域コミュニティの活性化を図ります。

○ 高齢者の地域交流と社会参加の促進 → (43)

きらめきデイサービスや空き店舗を活用した「お休み処」等により、高齢者が社会交流や地域参加しやすい環境づくりを行います。

○ 子ども食堂の活動支援 → (37)

地域住民などで運営される「我孫子市子ども食堂ネットワーク」の活動を支援し、子どもたちのための地域の居場所づくりを行います。


○ 子どもの学習支援事業 → (35)


生活困窮者世帯等、学習の場が少ない子どもたちに学習機会を提供する支援事業を行います。

他→ (14)、(31)～(34)、(36)、(40)、(42)、(54)、(55))

第4章 戦略編

戦略編は、ビジョン編において掲げた基本目標の達成のための市のアクションプランです。第2次プランまでの「実施計画」に相当するものです。

各事業は4つの「事業手法」に分類し、重点的に取り組む事業を掲げました。事業手法のうち「1 情報発信」「2 意識の醸成」「3 推進体制」の3つは主に男女共同参画室が、「4 環境整備」は庁内各課が担当する事業です。各課の事業は、特に男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点が必要とされる事業を選んでいます。そのため各事業に （プラス男女共同参画）マークを付け、これに基づき進行管理を実施していきます。

事業手法	重点的に取り組む事業	
1 情報発信 4 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web、SNS を活用した情報発信 ・ 情報発信ルートの拡充 	男女共同参画室ほか
2 意識の醸成 3 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する市職員研修 ・ 男女共同参画講演会 	
3 推進体制 5 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画プランの進行管理 ・ 女性活躍推進協議会の設置 	
4 環境整備 65 事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会・行政委員会等への女性委員の登用 ・ 女性管理職の登用 ・ 待機児童ゼロの継続 ・ 保育サービスの提供 ・ 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 ・ DV 相談 ・ 男女共同参画の視点からの防災の取り組み 	庁内各課
全 77 事業		

1 情報発信

これまで市は、講演会や情報紙の発行を通して市民への情報発信を行ってきました。これらについては市の公式 Facebook を活用して告知し、市のホームページには開催報告などの情報を充実させるなど、インターネットの活用にも努めてきました。

しかし、市民意識調査によると講演会や情報紙の認知度が低く、情報発信手法についての見直しが課題となっています。

このような中、平成 30 年度には、女性活躍推進プロモーション事業としてホームページや情報紙を活用したロールモデルの紹介や、近隣自治体やさまざまな団体と連携して SNS などによる情報発信について研究してきました。

今後は、従来の啓発事業の実施手法を見直し、SNS を含めた新たな媒体活用を加えて、情報発信の強化拡充を図ります。あわせて、シティプロモーションの観点から、市民に限らず広く近隣や事業所とも連携可能な男女共同参画の情報発信を行います。

また、庁内で男女共同参画の視点で取り組む事業について、情報発信の側面から支援していきます。

■重点的に取り組む事業

実施事業名	内容
Web、SNS を活用した情報発信	市ホームページにおける男女共同参画情報の充実を図るとともに、新たな発信手法の開拓を行います。
情報発信ルートの拡充	市内事業所や学校、県内外の自治体関係部署などへの情報発信先を拡大し、広く市の取り組みについての PR に努めます。

2 意識の醸成

男女共同参画社会の実現に向けて、誰もが活躍し、安心して暮らし、地域でつながっていくために、市と市民が協働して男女共同参画の意識の醸成を図っていきます。特に、ワーク・ライフ・バランスや防災分野における男女共同参画の視点、SOGIを含むダイバーシティの尊重について、市民や子どもたち、市職員が学ぶ機会づくりを重点的に推進します。

■重点的に取り組む事業

実施事業名	内容
男女共同参画に関する市職員研修	男女共同参画への理解を深めるため全職員を対象とした研修を行います。また、関係職員を対象としたDV研修を行います。
男女共同参画講演会	男女共同参画に対する理解や関心を高めるために講演会を行います。

3 推進体制

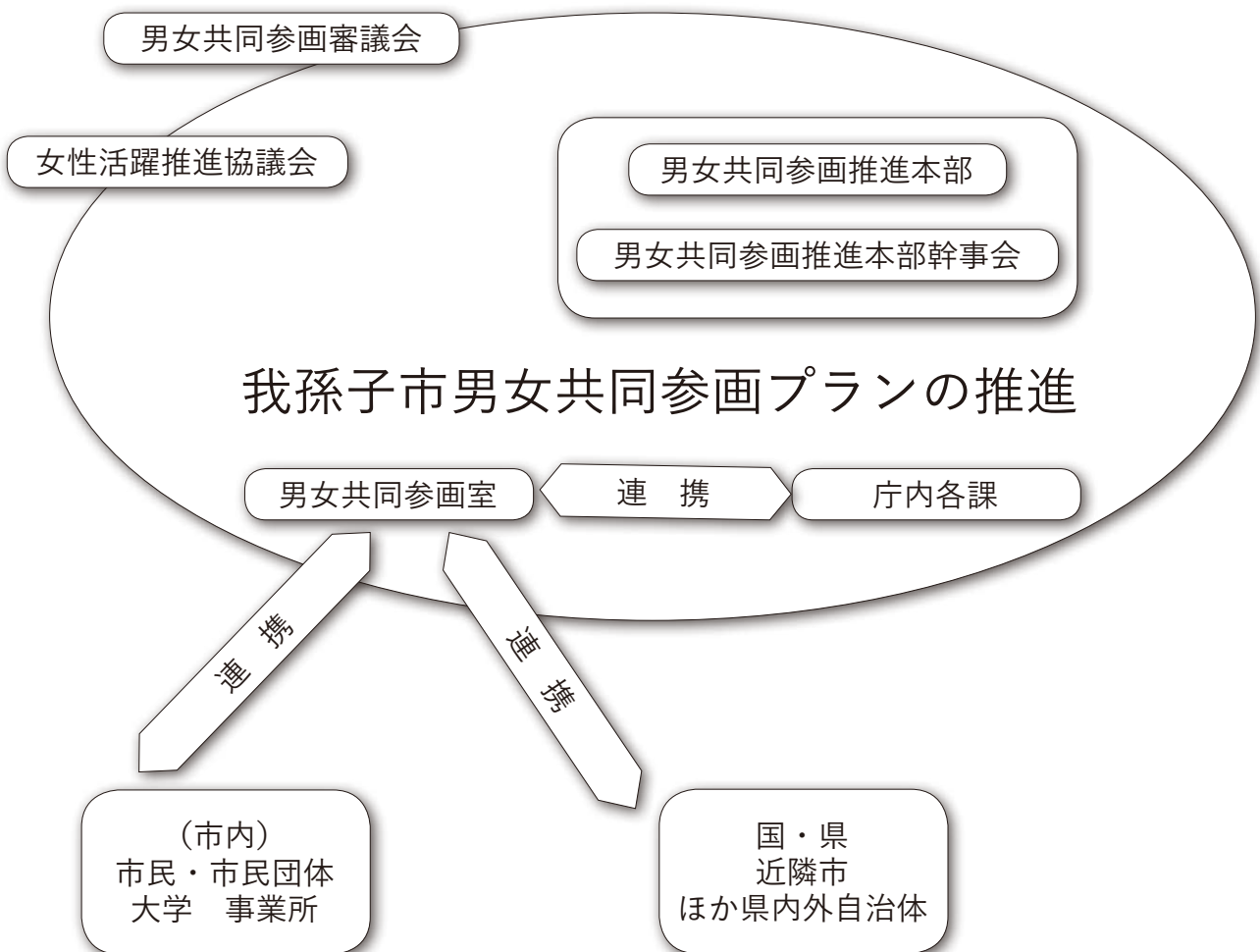
市は平成4年、企画課に女性施策担当を設置し、男女共同参画の推進を開始しました。平成20年には市民活動支援課男女共同参画室を設置し、DV相談は人権相談や生活困窮者相談対応と密接に連携可能な福祉部門の担当としました。平成25年には市民への啓発や職員の意識向上に力点を置くため同室を総務部秘書広報課へ移管しました。

庁内には市長を本部長とする男女共同参画プラン推進本部、その下に関係課長による幹事会を設置し、男女共同参画プランを総合的に推進しています。加えて、さまざまな分野からの委員で構成される男女共同参画審議会を設け、多様な意見を施策に反映させています。

今後も現体制を維持するとともに、庁内の連携をより強化し、本プランと特定事業主行動計画を共に推進する体制を構築していきます。また、本プランに位置付けた女性活躍推進計画を着実に実行するため、女性活躍推進協議会を設置します。

■重点的に取り組む事業

実施事業名	内容
男女共同参画プランの進行管理	男女共同参画プラン推進本部や男女共同参画審議会において、プランの評価検証など進行管理を行います。
女性活躍推進協議会の設置	市の女性活躍推進の取り組みについて協議する「女性活躍推進協議会」を設置します。



4 環境整備

女性の活躍を推進するため、一層の保育サービスの提供や性差に配慮した健康支援、あらゆる分野における女性の参画拡大を図ります。また、男性の暮らし方や働き方の意識を変えていく環境づくりに取り組みます。さらに女性に対するあらゆる暴力を根絶し、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

■重点的に取り組む事業

実施事業名	内容
審議会・行政委員会等への女性委員の登用	審議会・行政委員会等において女性委員を積極的に登用し、女性の参画拡大を図ります。全ての審議会・行政委員会等で一方の性に偏ることのないよう取り組んでいきます。
市女性管理職の登用	各種研修、幅広く職務経験を積める人事配置を実施し、資質向上や人材育成を図り市役所における女性管理職の登用に努めます。
待機児童ゼロの継続	就労意向の潜在ニーズを含めた保育の需要量を踏まえつつ保育園や認定こども園などの環境整備を推進し、待機児童ゼロを継続します。
保育サービスの提供	一時預かり、病児・病後児保育、延長・休日保育など、さまざまなニーズに対応した保育サービスを提供します。
市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	特定事業主行動計画に基づき各種制度の充実、利用促進、PRに努め、市職員の仕事と子育ての両立を支援します。
DV相談	関係機関・関係課と連携し対応するため、ネットワーク体制を確立します。さまざまな事情により保護が必要な女性等からの相談に応じるDV相談窓口の充実を図ります。
男女共同参画の視点からの防災の取り組み	男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の推進を図るとともに、災害に備えて、女性や高齢者に配慮した備蓄品の整備を進めます。

5 第3次男女共同参画プランに関する実施事業一覧

事業名	内容	担当課
●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	

1 情報発信

(1) 男女共同参画に関する広報掲載	市の男女共同参画月間（6月）に発行する「広報あびこ」に男女共同参画の特集を掲載し、市民への周知を図ります。	男女共同参画室
(2) 情報紙の発行	男女共同参画に関する情報紙を発行し、市内外に我孫子市の取り組みを紹介します。	男女共同参画室
(3) Web、SNS を活用した情報発信●	市ホームページにおける男女共同参画情報の充実を図るとともに、新たな発信手法の開拓を行います。	男女共同参画室
(4) 情報発信ルート of 拡充●	市内事業所や学校、県内外の自治体関係部署などへの情報発信先を拡大し、広く市の取り組みについてのPRに努めます。	男女共同参画室

2 意識の醸成







(5) 男女共同参画に関する市職員研修●	男女共同参画への理解を深めるため全職員を対象とした研修を行います。また、関係職員を対象としたDV研修を行います。	総務課 社会福祉課 男女共同参画室
(6) 男女共同参画講演会●	市民が男女共同参画について関心を持ち、理解を深めてもらうための講演会を実施します。	男女共同参画室
(7) 各課の啓発事業との連携	起業支援や農業振興など、各課の啓発事業に男女共同参画の視点を盛り込むことを提案、あわせてその事業のPRに積極的に協力します。	男女共同参画室

事業名	内容	担当課
●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	








3 推進体制		
(8) 男女共同参画プランの進行管理●	男女共同参画プラン推進本部や男女共同参画審議会において、本プランの評価検証など進行管理を行います。	男女共同参画室
(9) 女性活躍推進協議会の設置●	市の女性活躍推進の取り組みについて協議する「女性活躍推進協議会」を設置します。 ▶【基本目標1－方向性2】	男女共同参画室
(10) 市内の多様な主体による事業の実施	市民団体や事業者、大学などさまざまな主体と連携し男女共同参画を推進します。	男女共同参画室
(11) 国や他自治体との連携推進	国・県、県内外の市町村と積極的に連携・交流し、男女共同参画を推進します。	男女共同参画室
(12) 庁内連携の充実	庁内連携により、「4 環境整備」に掲げた各事業において、男女のニーズの違いに配慮した推進を図り、男女共同参画社会実現に向けた環境整備を行います。	男女共同参画室

事業名	内容	担当課
●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	






4 環境整備		
(13) 審議会・行政委員会等への女性委員の登用● + 男女共同参画	審議会・行政委員会等において女性委員を積極的に登用し、女性の参画拡大を図ります。また、全ての審議会・行政委員会等で一方の性に偏ることのない登用に取り組んでいきます。▶【基本目標1－方向性1】	秘書広報課・行政委員会等
(14) 法律相談 + 男女共同参画	日常生活の問題に関するさまざまな相談に応じる法律相談を実施します。また、女性が相談しやすい環境づくりを進めます。 ◎基本目標3－方向性3	秘書広報課
(15) 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進● + 男女共同参画	特定事業主行動計画 ④ に基づき各種制度の充実、利用促進、PRに努め、市職員の仕事と子育ての両立を支援します。 ▶【基本目標1－方向性3】	総務課
(16) 市女性管理職の登用● + 男女共同参画	各種研修、幅広く職務経験を積める人事配置を実施し、資質向上や人材育成を図り市役所における女性管理職の登用に努めます。 ▶【基本目標1－方向性3】	総務課
(17) 市職員の育児休業・子育て休暇・介護休暇の取得促進 + 男女共同参画	市職員の育児休業・部分休業、育児短時間勤務活用、子育て休暇、介護休暇の利用促進を図ります。 ▶【基本目標1－方向性3】	総務課







事業名 ●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	内容 ▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	担当課
(18) 市職員向けハラスメントの防止及び対応 	「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、ハラスメントを防止し、相談または苦情に対応するための相談窓口を設け、職員が能力を十分発揮できる職場環境を確保します。 ▶【基本目標2－方向性4】	総務課
(19) 在住外国人の支援 	日本語教室の開催や相談窓口の設置、市ホームページの多言語化による生活情報の提供により、在住外国人が暮らしやすい環境づくりを行います。 ▶【基本目標3－方向性2】	企画課
(20) 自治会、まちづくり協議会等への女性の参画 	自治会長、まちづくり協議会会長など、地域活動での女性の参画拡大を図るため、啓発に努めます。 ▶【基本目標1－方向性1】	市民活動支援課
(21) 地域活動インターシッププログラムの実施 	誰もが気軽に地域での活動を始められるよう、市民活動団体やボランティアを体験できるプログラムを実施し、地域活動への参画を促します。 ▶【基本目標3－方向性1】	市民活動支援課
(22) 市民活動への支援 	あびこ市民活動ステーションや近隣センターなどの活動場所の提供や相談などを行い、市民活動を支援します。 ▶【基本目標3－方向性1】	市民活動支援課
(23) 地域コミュニティの活性化 	市内に地域の現状や課題などについて、話し合える場「地域会議」を設け、地域コミュニティの活性化を図ります。 ▶【基本目標3－方向性3】	市民活動支援課








事業名 ●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	内容 ▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	担当課
(24) 男女共同参画の視点からの防災の取り組み● + 男女共参画	男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の推進を図るとともに、災害に備えて、女性や高齢者のニーズに対応した備蓄品の整備を進めます。 ▶【基本目標2 - 方向性2】	市民安全課
(25) 自主防災組織における女性の参画 + 男女共参画	自主防災組織への女性の参画拡大に努め、地域における女性のニーズに配慮できる防災体制づくりを支援します。 ◎基本目標2 - 方向性2	市民安全課
(26) 市内事業者等への情報発信の充実 + 男女共参画	市内事業所や働く市民に対し、育児・介護休業制度等のさまざまな情報を発信します。 ▶【基本目標1 - 方向性2】	企業立地推進課
(27) 女性の起業支援 + 男女共参画	男性より低い女性起業率を上げるため、講演会や交流会の開催、創業支援制度の紹介などを通して、起業したい女性を支援します。 ◎基本目標1 - 方向性1	企業立地推進課
(28) 女性農業者の支援 + 男女共参画	「我孫子市農業・農村男女共同参画推進事業いきいき指標・行動計画」に基づき、講習会や行事など女性農業者の交流の場を提供し、意識の啓発を図ります。また、新規就農希望者への支援を行っていきます。 ◎基本目標1 - 方向性1	農政課
(29) DV相談● + 男女共参画	関係機関・関係課と連携し対応するため、ネットワーク体制を確立します。さまざまな事情により保護が必要な女性等からの相談に応じるDV相談窓口の充実を図ります。 ◎基本目標2 - 方向性1	社会福祉課

事業名 ●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	内容 ▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	担当課
(30) 生活保護に関する相談 	生活保護を含む、生活に関する困りごとに関する相談を実施します。 ◎基本目標2－方向性1	社会福祉課
(31) 生活困窮者自立支援制度による自立相談 	高齢者、障害者、子どもなどの属性にとらわれず、さまざまな課題を抱えて生活困窮に陥っている人々に対し、自立のための相談に応じ、包括的に支援します。 ◎基本目標2－方向性1、◎基本目標3－方向性3	社会福祉課
(32) 生活困窮者を対象とした無料法律相談 	生活困窮者やDV被害者を対象として、当事者、弁護士、相談員の3者による法律相談を実施します。 ◎基本目標2－方向性1、◎基本目標3－方向性3	社会福祉課
(33) 住居確保給付金 	住居を喪失した方や住居を喪失する恐れがある方に対し、経済的な支援を実施します。(生活困窮者自立支援事業) ◎基本目標2－方向性1、◎基本目標3－方向性3	社会福祉課
(34) 一時生活支援事業 	住宅を喪失してしまった方等に対し、一定期間住まいと食事を提供しDV被害により避難した方などを支援します。(生活困窮者自立支援事業) ◎基本目標2－方向性1、◎基本目標3－方向性3	社会福祉課
(35) 子どもの学習支援事業 	生活困窮者世帯等、学習の場が少ない子どもたちに学習機会を提供する支援事業を行います。(生活困窮者自立支援事業) ▶【基本目標3－方向性3】	社会福祉課
(36) 我孫子市生活保護受給者等就労促進事業 	生活困窮者やひとり親などを対象に、松戸公共職業安定所と連携し就労を支援します。 ◎基本目標3－方向性3	社会福祉課

事業名 ●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	内容 ▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	担当課
(37) 子ども食堂の活動支援 +男女共同参画	地域住民などで運営される「我孫子市子ども食堂ネットワーク」の活動を支援し、子どもたちのための地域の居場所づくりを行います。 ▶【基本目標3－方向性3】	社会福祉課
(38) 民間一時保護施設への支援 +男女共同参画	民間シェルターとの連携を図るとともに、民間シェルターへの支援内容を検討します。 ◎基本目標2－方向性1	社会福祉課
(39) 人権相談 +男女共同参画	人権擁護委員による人権相談について男女共同参画の視点に立った相談対応が行えるよう対応します。 ▶【基本目標3－方向性2】	社会福祉課
(40) 社会を明るくする運動 +男女共同参画	犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会づくりをすすめます。 ◎基本目標3－方向性3	社会福祉課
(41) 人権に関する啓発活動 +男女共同参画	人権を正しく理解する啓発活動を法務局・柏人権擁護委員連絡協議会と共に実施します。 ▶【基本目標3－方向性2】	社会福祉課
(42) 認知症の方の家族の集いの開催 +男女共同参画	認知症の症状のある人の家族同士の情報交換の場を提供し、介護負担の軽減に努めます。 ◎基本目標3－方向性3	高齢者支援課
(43) 高齢者の地域交流と社会参加の促進 +男女共同参画	きらめきデイサービスや空き店舗を活用した「お休み処」等により、高齢者が社会交流や地域参加しやすい環境づくりを行います。 ▶【基本目標3－方向性3】	高齢者支援課
(44) 一般介護予防事業の推進、地域介護予防活動の支援 +男女共同参画	生活習慣病や認知症、骨折転倒などの予防に関する知識の普及を図るため啓発に努めます。 ◎基本目標2－方向性3	高齢者支援課

事業名 ●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	内容 ▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	担当課
(45) 健（検）診の啓発 	該当者への個別通知や広報、保健センターだよりなどを通して各種健（検）診の受診を促します。 ◎基本目標2－方向性3	健康づくり支援課
(46) 乳幼児から高齢期までの検診・健康診査 	妊婦・乳児健康診査、産婦健康診査、子宮頸がん・乳がん、骨粗しょう症などの健（検）診を実施するとともに、受診率の向上に努めます。（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、2歳8か月児歯科健康診査、5歳児健康診査、妊婦・乳児健康診査、産婦健康診査、子宮頸がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診、産後ケア事業） ▶【基本目標2－方向性3】	健康づくり支援課
(47) 妊娠・出産・育児期における支援 	妊娠・出産・育児期における正しい知識の普及や母子健康相談・保健指導の実施、産後ケアの充実に努めます。（母子健康手帳の交付、しあわせママパパ学級、産後ケア事業、新生児・妊産婦等訪問指導事業） ▶【基本目標2－方向性3】	健康づくり支援課
(48) 健康教育の推進 	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、女性外来、更年期に関する正しい知識の普及を図ります。また、イベントなどの機会を活用し、子どもを対象とした育児体験の機会を設けていきます。 ▶【基本目標2－方向性3】	健康づくり支援課 男女共同参画室
(49) 性に関する正しい情報の提供 	性に関する知識、性感染症、家族計画等の知識の普及を図ります。 ◎基本目標2－方向性3	健康づくり支援課

事業名 ●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	内容 ▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	担当課
(50) しあわせママパパ学級 	妊娠中、健康に過ごし、出産や育児の不安を和らげるため妊婦とその夫や家族を対象に「しあわせママパパ学級（両親学級）」を開催します。 ◎基本目標2－方向性3	健康づくり支援課
(51) 離乳食教室、後期離乳食教室の開催 	離乳食の実践方法や家族の食生活を見直す機会を提供し乳児の健やかな発育・発達を支援します。食習慣形成の手助けを行う過程を通じ、正しい知識を提供します。 ◎基本目標2－方向性3	健康づくり支援課
(52) 成人健康相談 	健康に関するさまざまな相談（電話、来所）に応じるとともに、健康に関する啓発に努めます。 ◎基本目標2－方向性3	健康づくり支援課
(53) 育児相談 	育児不安の軽減や育児の孤立化を防ぐため、育児相談を実施します。 ◎基本目標2－方向性3	健康づくり支援課
(54) ひとり親家庭への支援 	ひとり親家庭・寡婦の相談等への対応や手当の支給、医療費助成等の経済的支援を行い、生活の安定や自立の支援に努めます。（母子家庭等相談・自立支援事業、ひとり親家庭等医療費助成事業） ◎基本目標3－方向性3	子ども支援課
(55) ひとり親家庭への就労支援 	職業機能の向上のための教育訓練講座受講料の助成を通じて、ひとり親家庭の母親の就職や転職、安定した雇用の確保に努めます。（母子家庭等相談・自立支援事業） ◎基本目標3－方向性3	子ども支援課

事業名	内容	担当課
<p>●=戦略編における【重点的に取り組む事業】</p> <p>(56) 学童保育・あびっ子クラブの運営</p> <p></p>	<p>▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」</p> <p>◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み</p> <p>家庭保育の困難な児童の保育を行う学童保育と、子どもの居場所づくり事業であるあびっ子クラブの一体的な運営に努めます。</p> <p>◎基本目標1－方向性2</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>(57)enjoy パパ応援プロジェクト</p> <p></p>	<p>父親対象のイベントや講習、講座を実施し、男性の育児への参画、女性の育児の負担軽減に努めます。</p> <p>◎基本目標1－方向性2</p>	<p>保育課</p>
<p>(58) 待機児童ゼロの継続</p> <p>●</p> <p></p>	<p>就労意向の潜在ニーズを含めた保育の需要量を踏まえつつ保育園や認定こども園などの環境整備を推進し、待機児童ゼロを継続します。</p> <p>▶【基本目標1－方向性2】</p>	<p>保育課</p>
<p>(59) 保育サービスの提供</p> <p>●</p> <p></p>	<p>一時預かり、病児・病後児保育、延長・休日保育など、さまざまなニーズに対応した保育サービスを提供します。</p> <p>▶【基本目標1－方向性2】</p>	<p>保育課</p>
<p>(60) 産休・育休予約事業</p> <p></p>	<p>保育園への入園予約事業により、産休・育休明けから支障なく職場復帰ができる環境づくりに努めます。</p> <p>▶【基本目標1－方向性2】</p>	<p>保育課</p>
<p>(61) 子育て支援施設の運営</p> <p></p>	<p>在宅で子育て中の親子を支援するための場所を提供し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。</p> <p>▶【基本目標1－方向性2】</p>	<p>保育課</p>
<p>(62) ファミリーサポートセンター事業の推進</p> <p></p>	<p>ファミリーサポートセンター事業を推進し、子どもを持つ全ての人が安心して子育てできる環境づくりの充実を図ります。</p> <p>◎基本目標1－方向性2</p>	<p>保育課</p>

事業名 ●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	内容 ▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	担当課
(63) あかちゃんステーションの整備 +男女共同参画	乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しむことができるよう授乳やおむつ替えができる場の充実に努めます。 ◎基本目標1－方向性2	保育課
(64) 子ども総合相談 +男女共同参画	関係機関と連携し児童虐待など多様化・複雑化した子どもに関するあらゆる相談に対応します。 ◎基本目標2－方向性1	子ども相談課
(65) 屋外広告物の撤去・指導 +男女共同参画	警察、千葉県等と協力し、性の商品化につながる看板等の違反広告物を掲示できない環境づくりをすすめます。 ◎基本目標2－方向性4	都市計画課
(66) DV 被害者に対する市営住宅入居条件緩和 +男女共同参画	DV 被害者に対して、市営住宅への入居条件の緩和措置を行います。 ◎基本目標2－方向性1	建築住宅課
(67) 女性消防吏員の増員 +男女共同参画	消防組織の活性化のため、女性消防吏員の計画的な増員を進めます。 ▶【基本目標2－方向性2】	総務課、消防本部総務課
(68) 女性防火クラブ員の指導育成 +男女共同参画	火災予防知識の習得や初期消火の訓練を行い、家庭や地域での防火や防火知識の普及啓発を担うリーダーを育成します。 ◎基本目標2－方向性2	消防本部予防課
(69) 女性消防団員の拡充 +男女共同参画	災害において女性の視点に立って対応をするため、女性消防団員の拡充を図ります。 ▶【基本目標2－方向性2】	消防本部警防課
(70) 男女混合名簿の利用継続 +男女共同参画	市内全小・中学校19校において、男女混合での名簿作成を継続します。また、儀式における呼び名も男女とも「さん」づけを継続します。 ◎基本目標3－方向性2	教育委員会学校教育課

事業名 ●=戦略編における【重点的に取り組む事業】	内容 ▶=ビジョン編・方向性の「実現に向けた主な取り組み」 ◎=ビジョン編・方向性に関連した取り組み	担当課
(71) 社会的暴力の発生を防ぐ環境づくり +男女共同参画	有害図書類自動販売機の実態調査、たて看板の撤去等、社会的暴力の発生を防ぐ環境づくりに努めます。 ◎基本目標2 - 方向性4	教育委員会指導課
(72) 小・中学生への性教育や性に関する相談 +男女共同参画	市内全ての小・中学校において、発達段階に応じた性教育を実施するとともに、相談に対応します。 ▶【基本目標3 - 方向性2】	教育委員会指導課
(73) 教職員資質向上研修 +男女共同参画	学校教育において、性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うために、教職員に対して研修を実施します。 ◎基本目標3 - 方向性2	教育委員会指導課
(74) 教育相談 +男女共同参画	母親中心の子育てから父親も一緒に考え、子育てに参加する基盤づくりのため、教育、発達、就学相談を行います。 ◎基本目標1 - 方向性2	教育委員会教育研究所
(75) 男女共同参画の視点による市民向け学習講座の開催 +男女共同参画	のびのび親子学級や家庭教育学級などを通して、男性の育児参加や家庭の役割分担など男女共同参画の視点を盛り込んだ学習機会を提供します。 ◎基本目標1 - 方向性2	教育委員会生涯学習課
(76) 図書館における男女共同参画コーナーの拡充 +男女共同参画	男女共同参画に関する書籍コーナーを常設し、関連情報の充実を図ります。	教育委員会生涯学習課図書館
(77) 託児サービスの提供 +男女共同参画	市が主催する講座やイベントなどにおいて託児サービスを設け子育て中であっても利用しやすい環境づくりを進めます。 ◎基本目標1 - 方向性2	関係課

第5章 資料編

我孫子市男女共同参画に関する市民意識調査	58
キーワード集	75
男女共同参画関連年表	82
第7期我孫子市男女共同参画審議会委員名簿	86

－関連法律・市条例等－

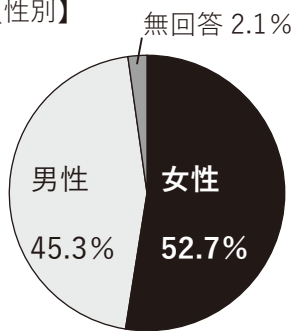
男女共同参画社会基本法	87
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	90
ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	98
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	104
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	111
我孫子市男女共同参画条例	112
我孫子市男女共同参画条例施行規則	115
我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱	116

我孫子市男女共同参画に関する市民意識調査

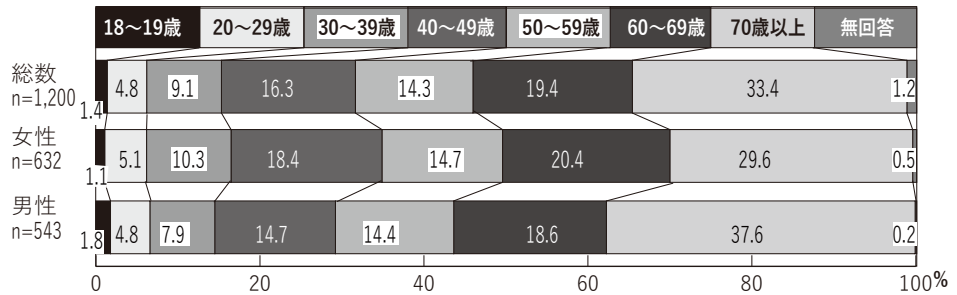
【調査の概要】

- 1 調査目的 我孫子市における男女共同参画に関する市民の意識、実態について把握し、今後の計画策定及び男女共同参画施策全般を推進するにあたっての基礎資料とする。
- 2 調査対象 平成29年11月20日現在で住民基本台帳からの無作為抽出による、我孫子市内在住18歳以上の男女各1,500人。
- 3 調査方法 郵送により調査票・返信用封筒を配布し、郵送により回収。
- 4 調査実施時期 平成29年11月28日～12月11日（平成30年1月17日到着分まで結果に反映）
- 5 回収結果 (1) 発送数:3,000通 / (2) 到達数:2,990通(発送数より郵便局及び本人以外からの返送分を除いた数) / (3) 回収数:1,203通 / (4) 有効回収数:1,200通(回収数より全て白紙分を除いた数) → 有効回収率: (4)/(2) × 100 = 40.1 (%)
- 6 表記について
 - (1) グラフ中の「n」(net) は、その質問への回答者数を表す。
 - (2) 調査結果の比率はすべて百分比(%)で表しており、その質問の回答者数(n)を基数として、小数点第2位を四捨五入して算出している。このため、各選択肢の回答比率の合計が100%にならない場合がある。
 - (3) 複数回答形式の場合、各選択肢の回答比率の合計は100%を超える。
 - (4) 性別・年齢別についての問いに対し「無回答」があったため、性別・年齢別の各結果において、それぞれの「n」の合計は総数の「n」と一致しない。

【性別】



【年齢】



(5) 質問及び回答の選択肢の表記は、調査票における表記そのものではなく、意味を損なわない程度に簡略化した表現を用いた場合がある

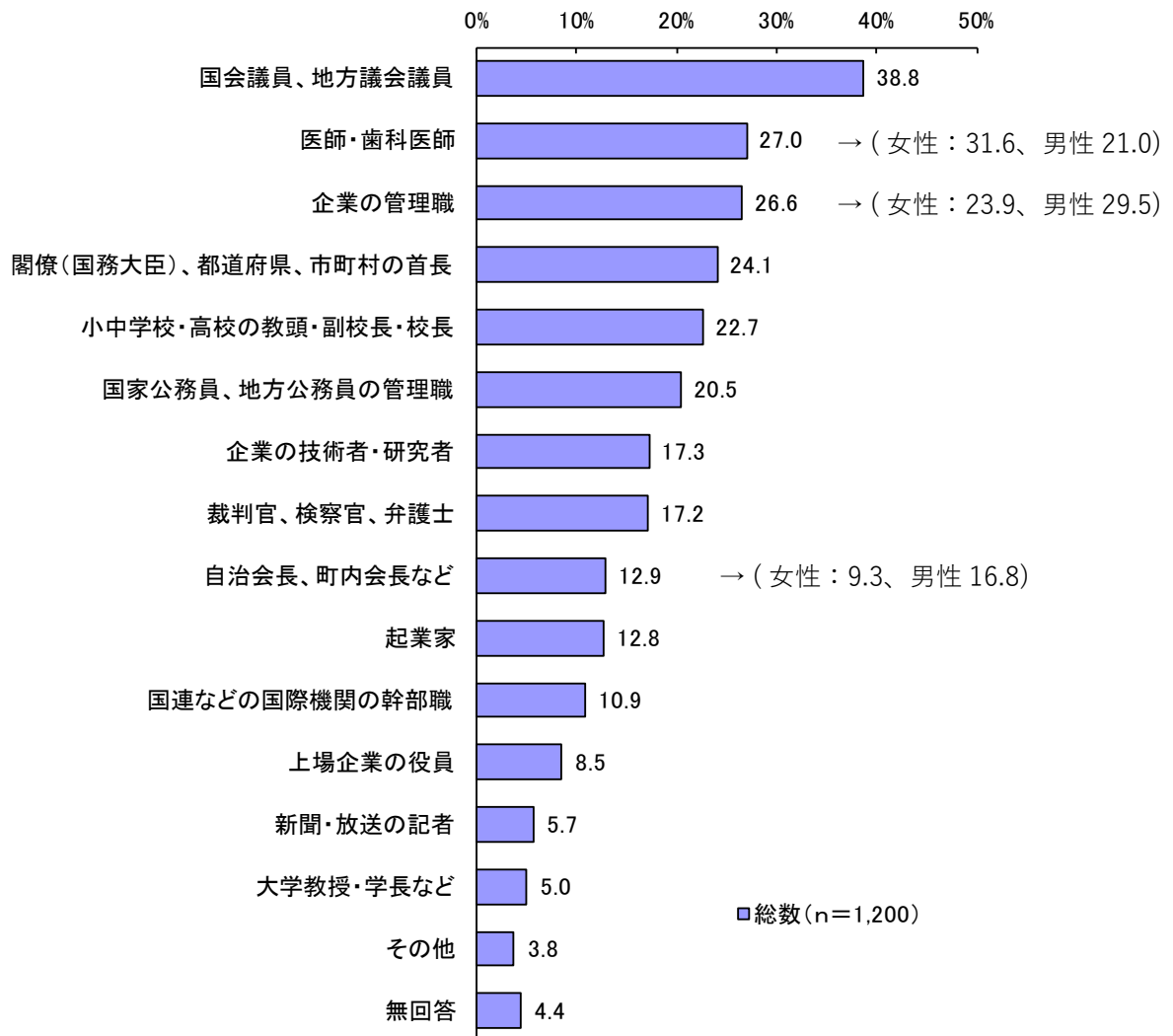
7 有効回収の内訳 (n=1,200) 【性別】女性 52.7%、男性 45.3%、無回答 2.1%

8 調査結果の主な分析

- 8-1 女性が増えるとよい職業 59
- 8-2 各分野での男女の平等感 60
- 8-3 女性が職業を持つことについての意識 62
- 8-4 「夫は外で働き、妻は家庭を守べきである」という考えについての意識 63
- 8-5 仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランスについて理想と現実 64
- 8-6 休暇制度の利用しやすさ 65
- 8-7 夫と妻の家事分担 66
- 8-8 仕事、家庭生活、地域活動を男女がともに担っていくのに大切なこと 67
- 8-9 防災における男女共同参画の視点 69
- 8-10 DV(ドメスティック・バイオレンス) についての認識 70
- 8-11 DV等の対策に必要なこと 72
- 8-12 男女共同参画に関する用語の周知度 73
- 8-13 市の取り組みについての周知度 74
- 8-14 市が取り組んでいくべきこと 74

8-1 女性が増えるとよい職業

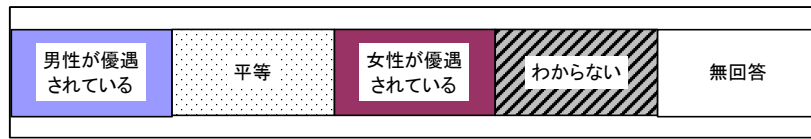
女性が増えるとよい職業や役職について次から3つ以内で選び番号を○で囲んでください。



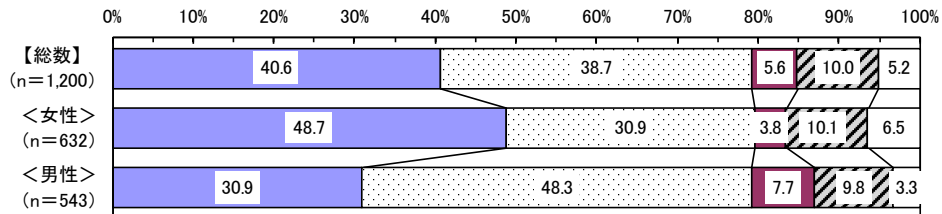
女性が増えるとよい職業や役職については、「国會議員、地方議会議員」が38.8%と最も高くなっている。男女の回答で5ポイント以上差があったものは「医師・歯科医師」、「企業の管理職」、「自治会長、町内会長など」であった。女性が男性を上回ったのは「医師・歯科医師」で、その差は10.6ポイント。逆に、男性が女性を上回ったのは「自治会長、町内会長など」「企業の管理職」で、その差はそれぞれ7.5ポイント、5.6ポイントとなった。

8-2 各分野での男女の平等感

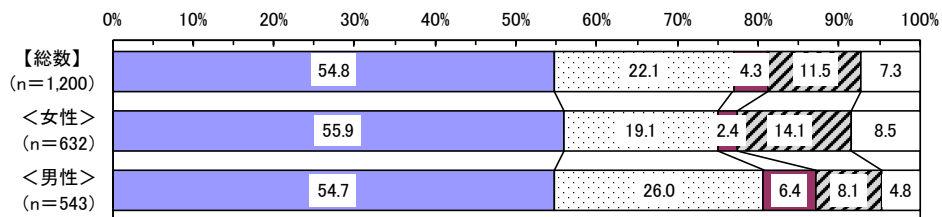
あなたは、次の分野で男女は平等になっていると思いますか。ア～ケのそれぞれ1つを選び番号を○で囲んでください。



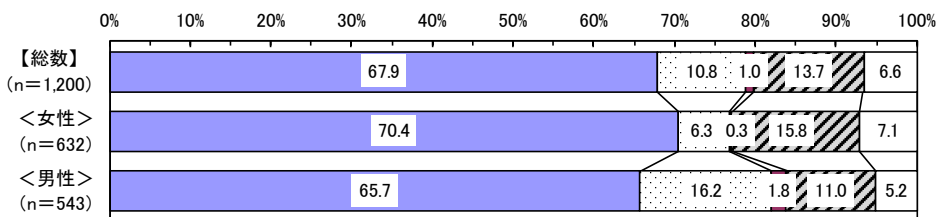
【ア 家庭生活】



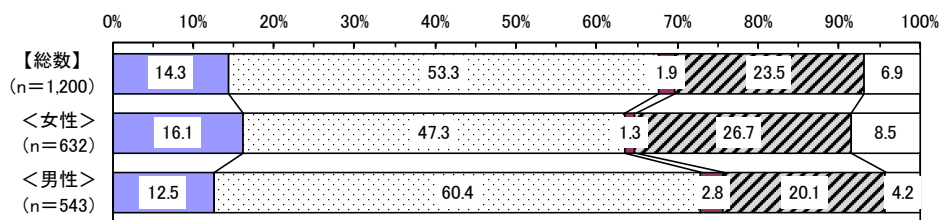
【イ 職場】



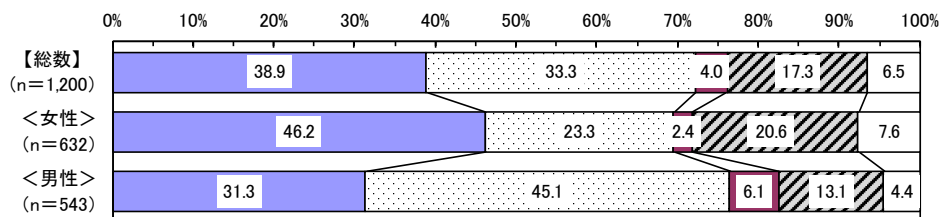
【ウ 学校教育の場】



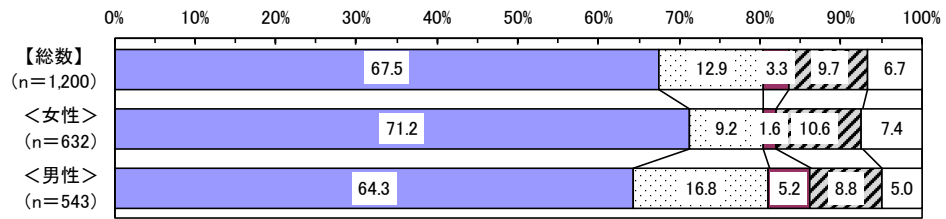
【エ 政治の場】



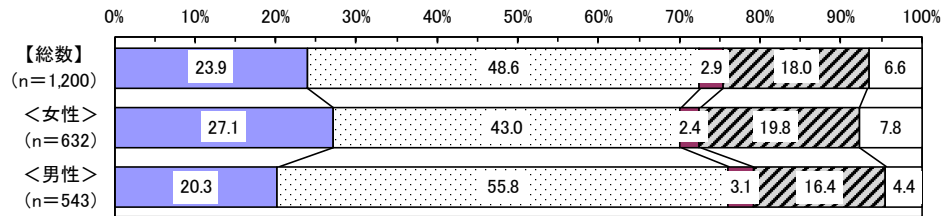
【オ 法律や制度上】



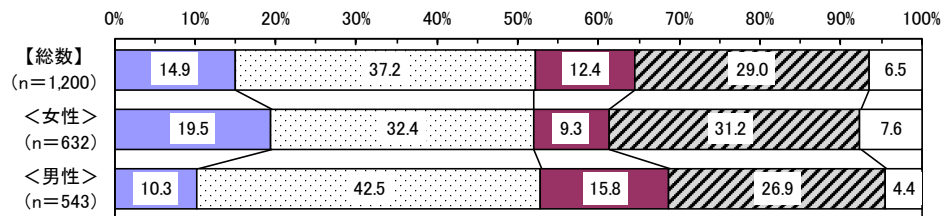
【カ 社会通念、
慣習、しきたり】



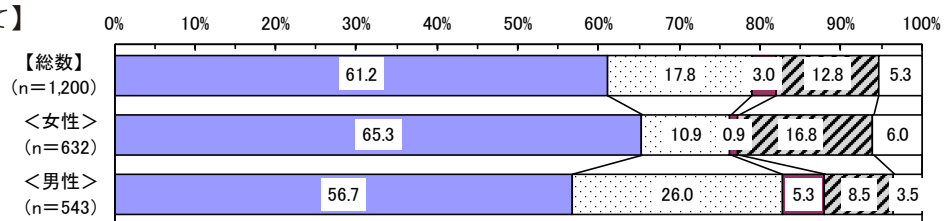
【キ 自治会など
の地域活動】



【ク P T A 活動】



【ケ 社会全体として】



分野ごとの男女の平等感については、「男性が優遇されている」と回答した割合は、全分野において女性が男性を上回った。男女の開きが特に大きかった分野は「ア 家庭生活」「オ 法律や制度上」で、それぞれ17.8ポイント、14.9ポイントの差となった。

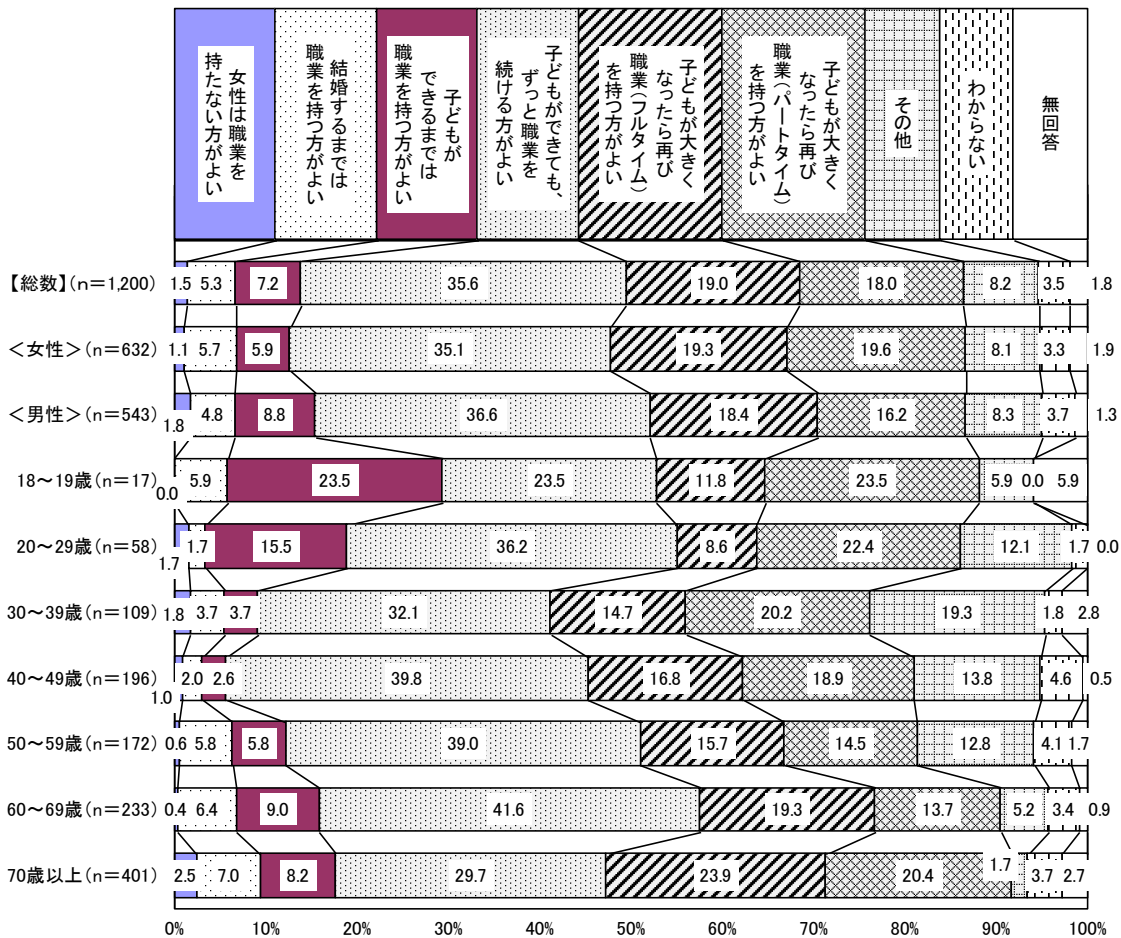
逆に、「平等」と回答した割合は、全分野において男性が女性を上回った。男女の開きが特に大きかった分野は「オ 法律や制度上」「ア 家庭生活」で、それぞれ21.8ポイント、17.4ポイントの差となった。

「男性が優遇されている」とする割合が高かった分野は「エ 政治の場」「カ 社会通念、慣習、しきたり」で、それぞれ67.9%、67.5%となった。いずれにおいても女性の7割以上が「男性が優遇されている」としている。

一方、「平等」が高かった分野は「ウ 学校教育の場」「キ 自治会などの地域活動」で、それぞれ53.3%、48.6%となった。いずれにおいても男女ともに「平等」が「男性が優遇されている」を上回っている。

8-3 女性が職業を持つことについての意識

女性が働くことについて、あなたはどのように思いますか。次から1つ選び番号を○で囲んでください。



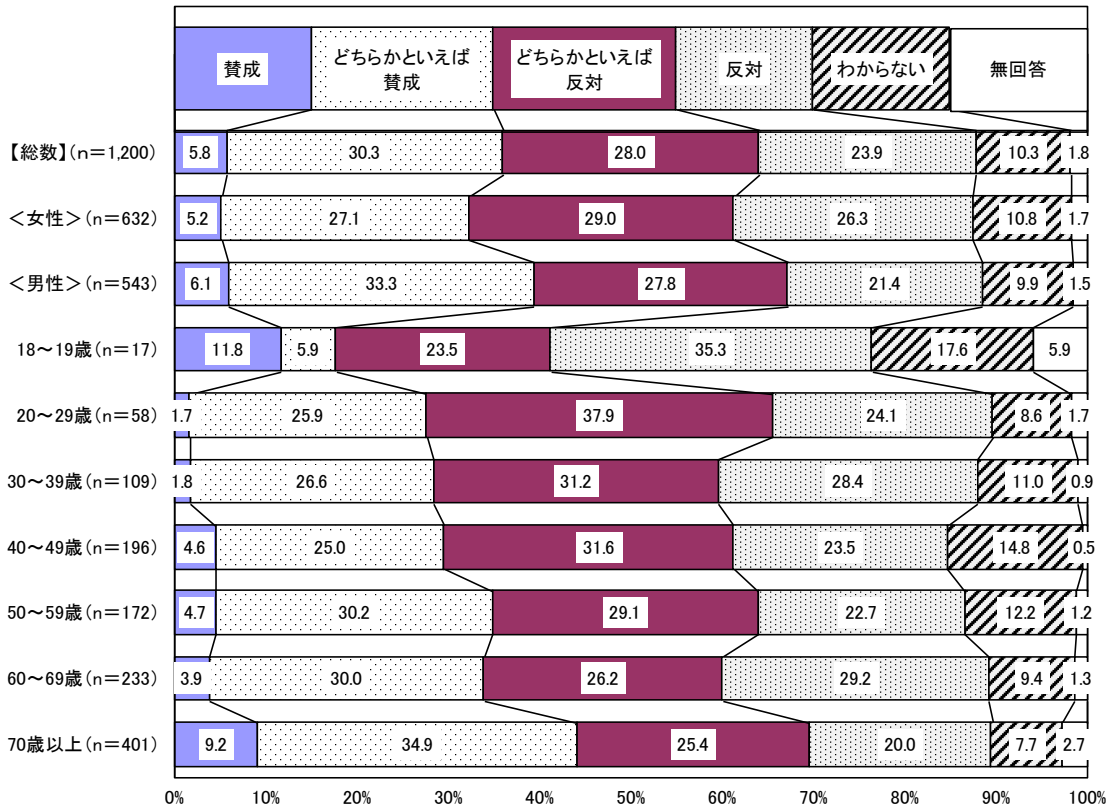
女性が職業を持つことに対する意識については、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」とする回答は35.6%で、「女性には職業を持たない方がよい」「結婚するまでは職業を持つ方がよい」「子どもができるまでは職業を持つ方がよい」の合計14.0%を大きく上回った。一方、「子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」とする回答もフルタイム、パートタイムを合わせて37.0%あり、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」を若干上回った。

男女別に見ると、「子どもができるまでは職業を持つ方がよい」とする男性が8.8%で、女性の5.9%を上回るが、全体に占めるウエイトは高くない。これ以外の項目では男女間に目立った差はないものの、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」では男性が女性を上回り、「子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」ではフルタイム、パートタイムのいずれでも女性が男性を上回った。

年齢層別に見ると、40歳代から60歳代では「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」とした割合が高く、60歳代では4割を超えている。一方、10歳代では「子どもができるまでは職業を持つ方がよい」が23.5%となったが、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」「子どもが大きくなったら再び職業(パートタイム)を持つ方がよい」と同割合で並んだ。「女性には職業を持たない方がよい」は各年齢層を通じて数パーセントと低く、最も高い70歳以上でも2.5%にとどまった。

8-4 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についての意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて、次から1つ選び、番号を○で囲んでください。



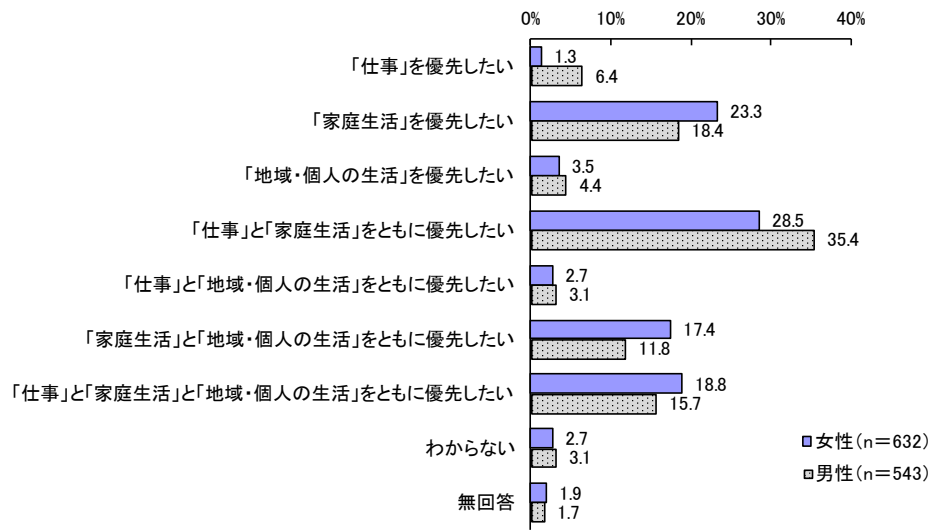
「夫は外で働き、妻が家庭を守るべきである」という考え方については、「反対」「どちらかといえば反対」とする回答が合わせて51.9%、「賛成」「どちらかといえば賛成」とする回答が合わせて36.1%となり、反対が賛成を大きく上回った。

「反対」「どちらかといえば反対」について、男女別に見ると、女性が55.3%、男性が49.2%と、女性が男性を上回った。年齢層別に見ると、10歳代で58.8%、20歳代で62.0%、30歳代で59.6%と6割前後で、比較的若い世代で高くなっている。

一方、「賛成」「どちらかといえば賛成」について、年齢層別に見ると、最も高いのは70歳以上の44.1%だった。しかし、この年代の「反対」「どちらかといえば反対」は45.4%であり、全年齢層を通じて「賛成」「どちらかといえば賛成」を「反対」「どちらかといえば反対」が上回った。

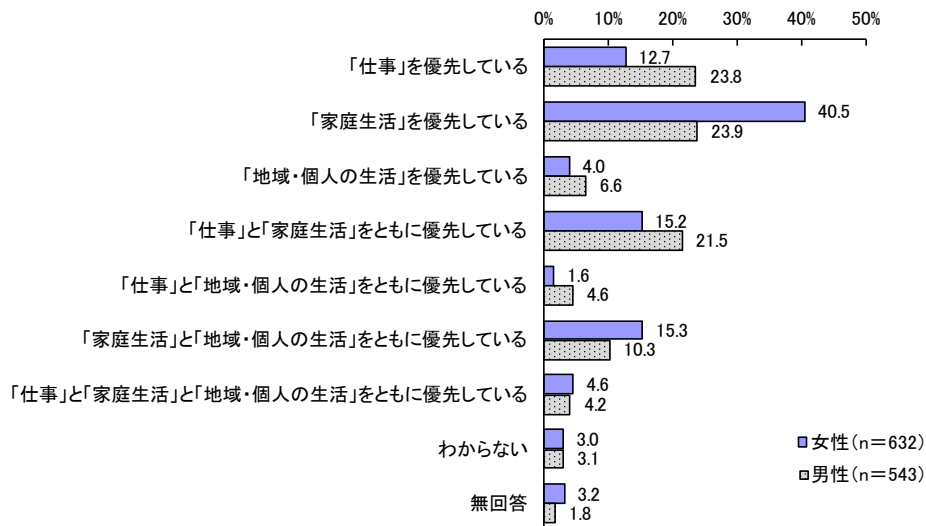
8-5 仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランスについて理想と現実

生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味等）についてお伺いします。
 (1) 優先度について、あなたの希望に近いものを次から1つ選び番号を○で囲んでください。



希望する優先度については、『「仕事」と『家庭生活』をともに優先したい』とする回答が男女とも最も多かった。『「仕事』を優先したい』は、女性が1.3%と少なく、男性は女性より多いものの6.4%にとどまっている。また、2割近い女性が『「仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先させたい』と答えた。

(2) あなたの現実・現状に最も近いもの次から1つ選び番号を○で囲んでください。

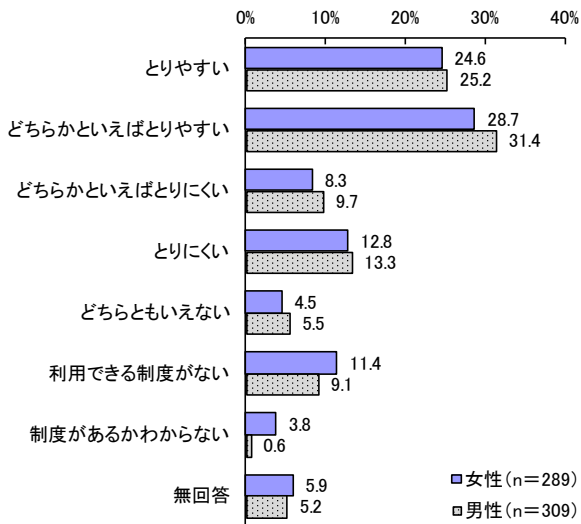


実際の優先度については、約4割の女性が『「家庭生活』を優先している』と回答した。(1)において男女とも最も多くが『「仕事』と『家庭生活』をともに優先したい』を希望するとしたが、これを現実・現状に最も近いと回答したのは男性が21.5%で、女性を6.3ポイント上回っている。『「仕事』と『地域・個人の生活』を優先している』『「仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先している』は、男女ともに5%以下となった。

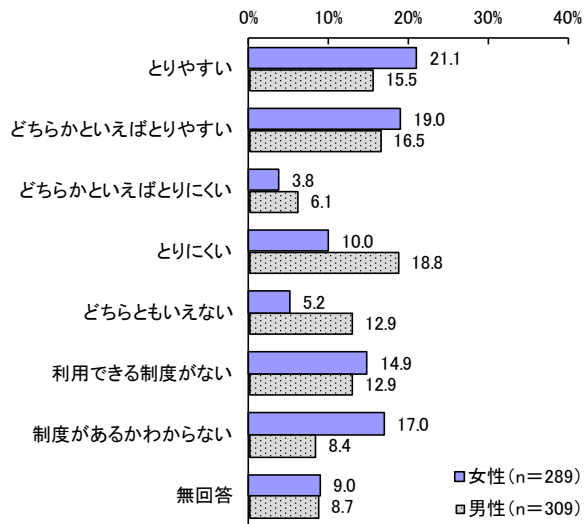
8-6 休暇制度の利用しやすさ

(働いている方) あなたの職場は、有給休暇、育児・介護休業がとりにやすいですか。ア～ウのそれぞれ1つを選び番号を○で囲んでください。

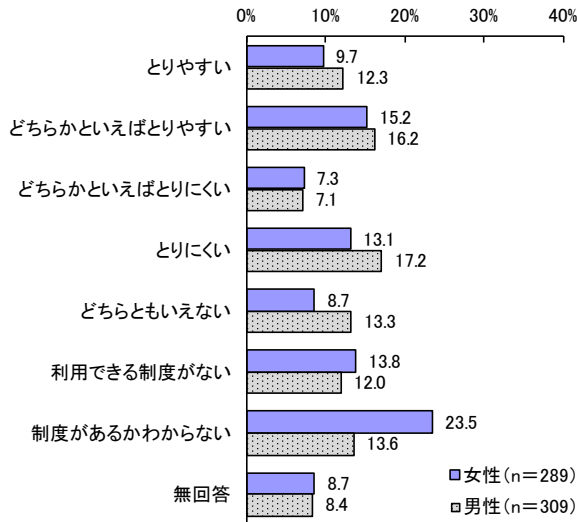
【ア 有給休暇】



【イ 育児休業】



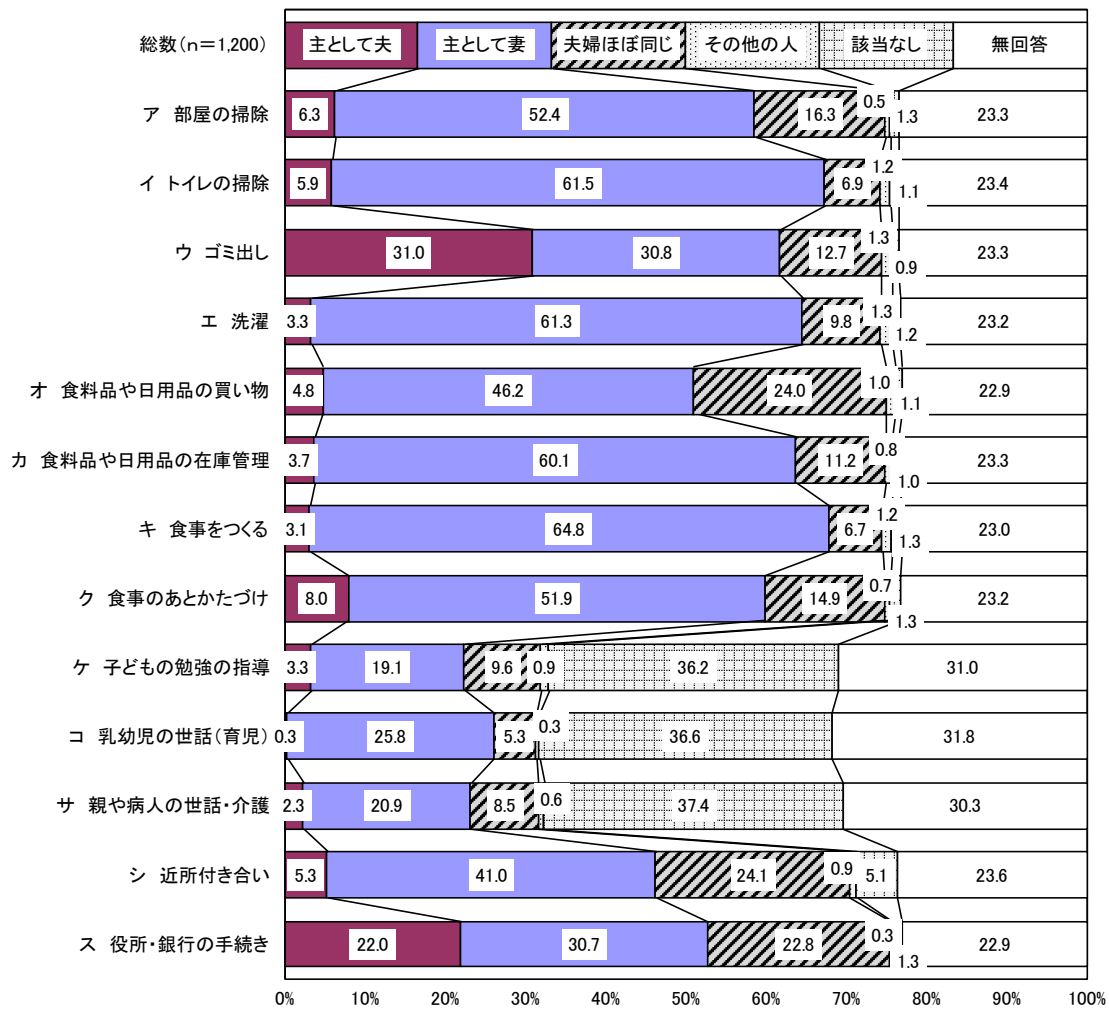
【ウ 介護休業】



休暇制度については、「とりにやすい」「どちらかといえばとりにやすい」の合計は、「ア 有給休暇」では男女とも5割を超え、「イ 育児休業」では女性約4割、男性約3割となった。一方で、「利用できる制度がない」との回答は、「ア 有給休暇」「イ 育児休業」「ウ 介護休業」のいずれにおいても男女ともに約1割あった。また「制度があるかどうかかわからない」と回答した女性の割合は、「イ 育児休業」で17.0%、「ウ 介護休業」で23.5%と比較的高くなっている。

8-7 夫と妻の家事分担

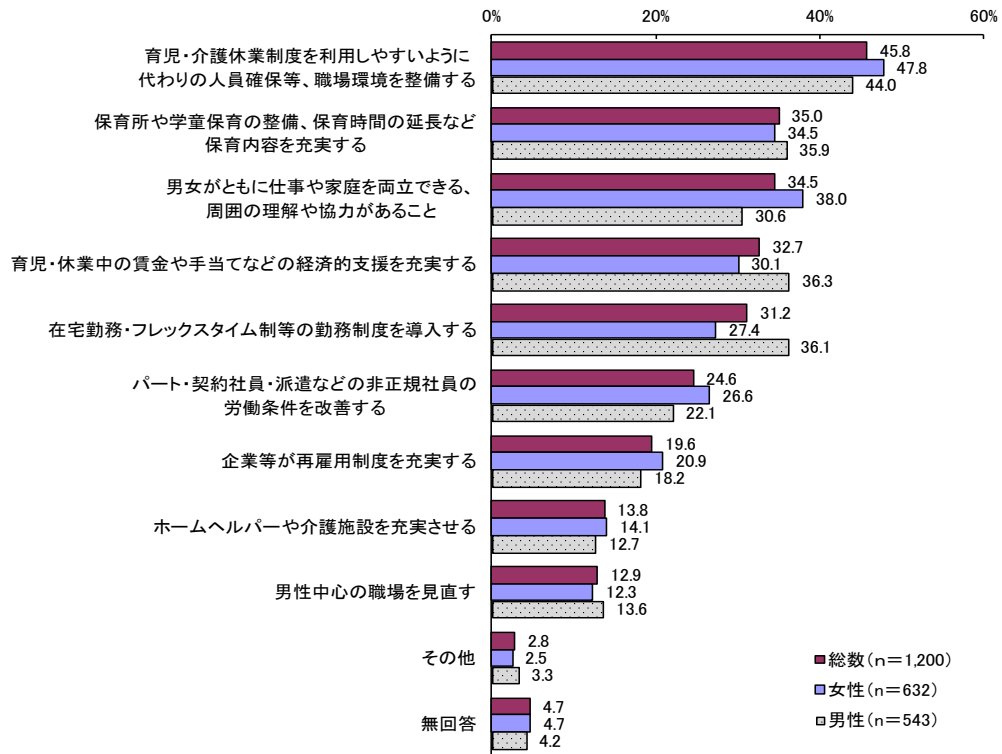
家庭での家事分担はどのようになっていますか。ア～スのそれぞれ1つを選び番号を○で囲んでください。



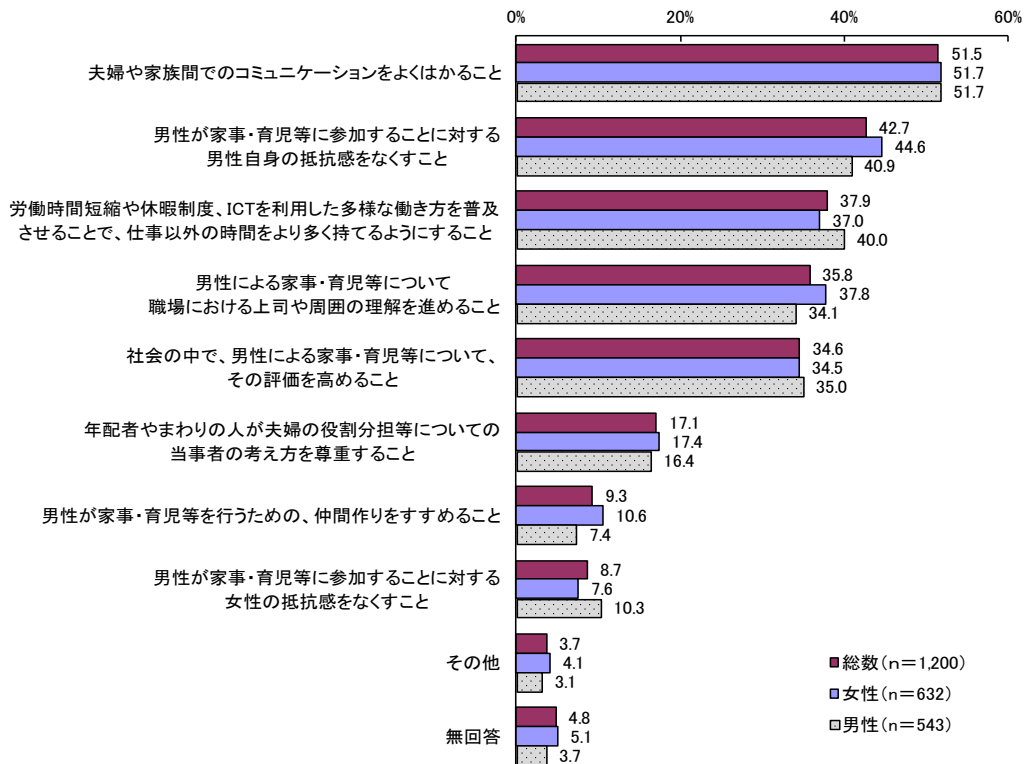
家事分担の現状については、「主として妻」とする回答が総じて他を大きく上回った。その中で「主として夫」とする回答が最も多かった家事は「ゴミ出し」で、その割合は「主として妻」の30.8%と拮抗する31.0%となった。「夫婦ほぼ同じ」では、「近所付き合い」の24.1%が最も高く、次いで「食料品や日用品の買い物」の24.0%となった。

8-8 仕事、家庭生活、地域活動を男女がともに担っていくのに大切なこと

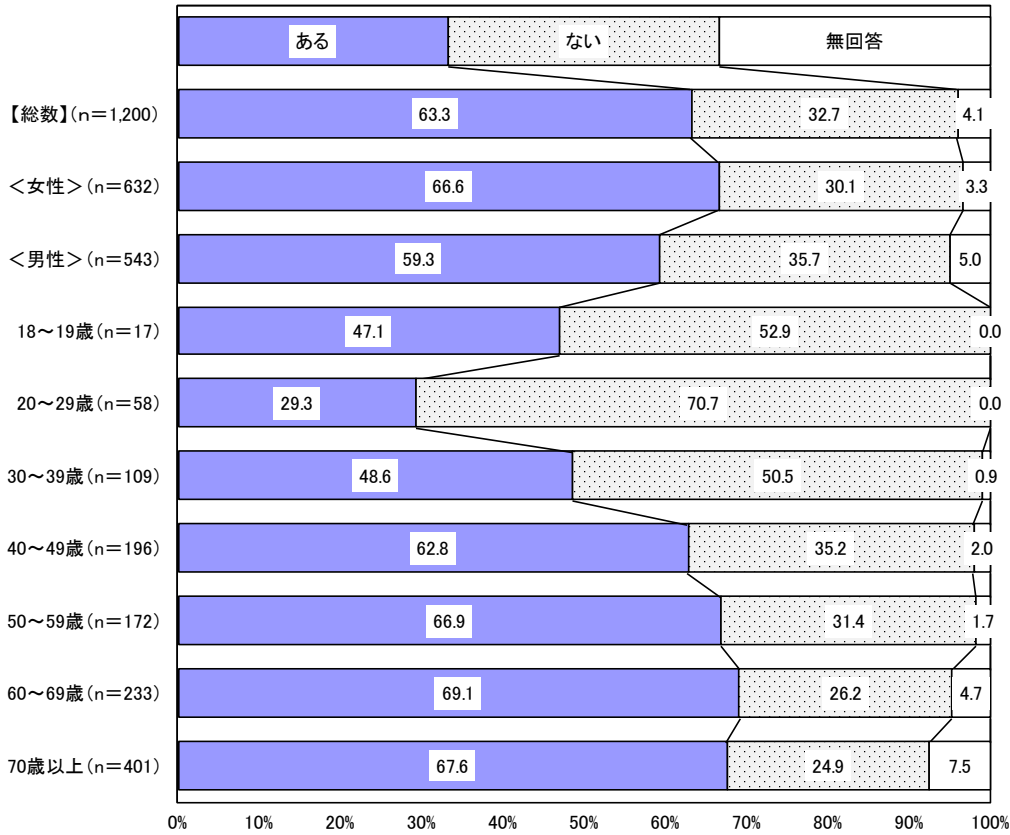
男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次から3つ以内で選び番号を○で囲んでください。



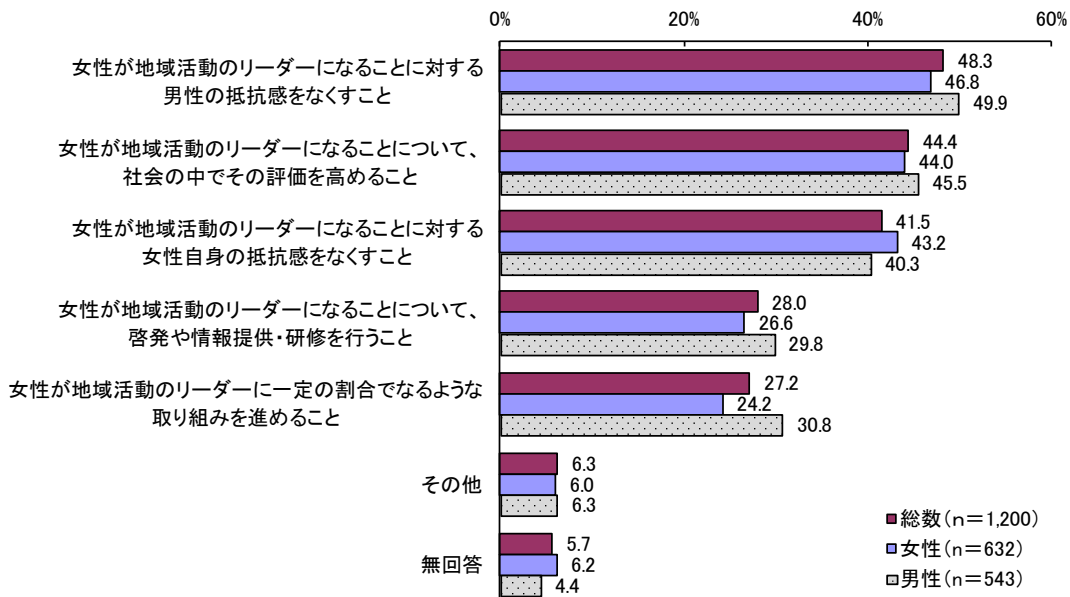
あなたは、男女とも職業生活と家庭生活を両立させていくために、どのようなことが必要だと思いますか。次から3つ以内で選び番号を○で囲んでください。



あなたは地域の活動に参加したことがありますか。



自治会長やPTA会長等、女性が地域活動のリーダーになるためには、どのようなことが必要と思いますか。次から3つ以内で選び番号を○で囲んでください。



8-8 について

男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なことについては、男女とも「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」とする回答が5割を超え、次いで「男性が家事・育児等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が4割を超えた。

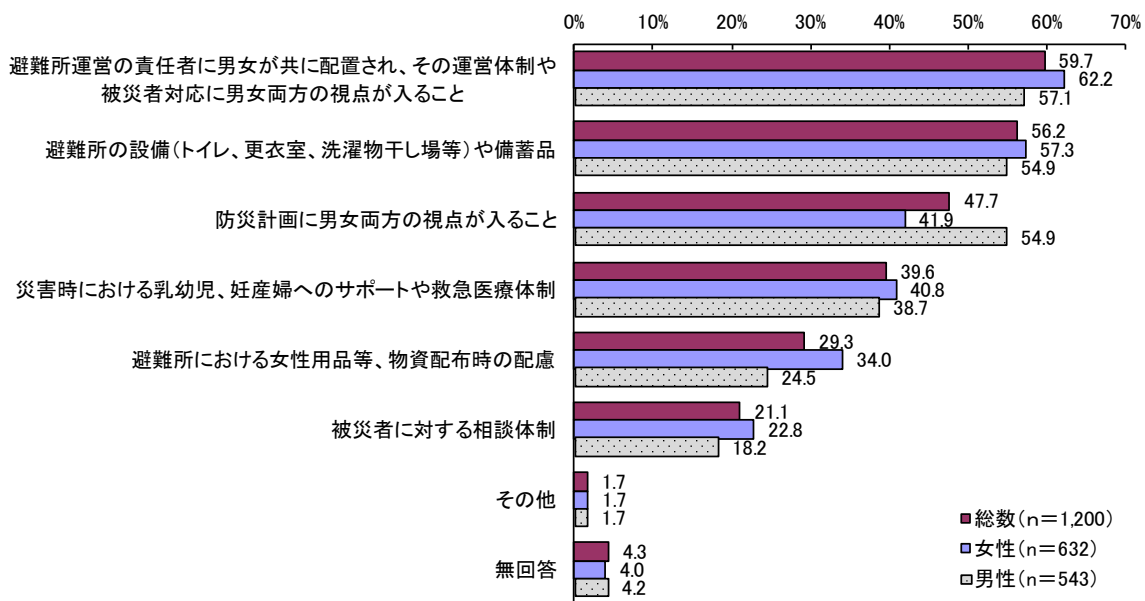
男女とも職業生活と家庭生活を両立させていくために必要なことについては、「育児・介護休業制度を利用しやすいように代替りの人員確保等、職場環境を整備する」が女性47.8%、男性44.0%で、男女とも最も高くなった。2番目に高かったのは、女性では「男女がともに仕事や家庭を両立できる、周囲の理解や協力があること」で、38.0%。男性では「育児・休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実する」で、36.3%だった。

地域活動への参加については、全体で6割以上が「ある」と答えている。年齢層別で見ると、最も高いのは60歳代で69.1%、次いで70歳以上の67.6%である。逆に、20歳代では「ない」の回答が7割を超えた。

女性が地域活動のリーダーになるために必要なことについては、「男性の抵抗感をなくすこと」「社会の中でその評価を高めること」「女性自身の抵抗感をなくすこと」の3つが男女ともに4割を超えた。

8-9 防災における男女共同参画の視点

防災や災害対策について、男女双方に配慮した対応が必要だと思うことを次から3つ以内で選び番号を○で囲んでください。

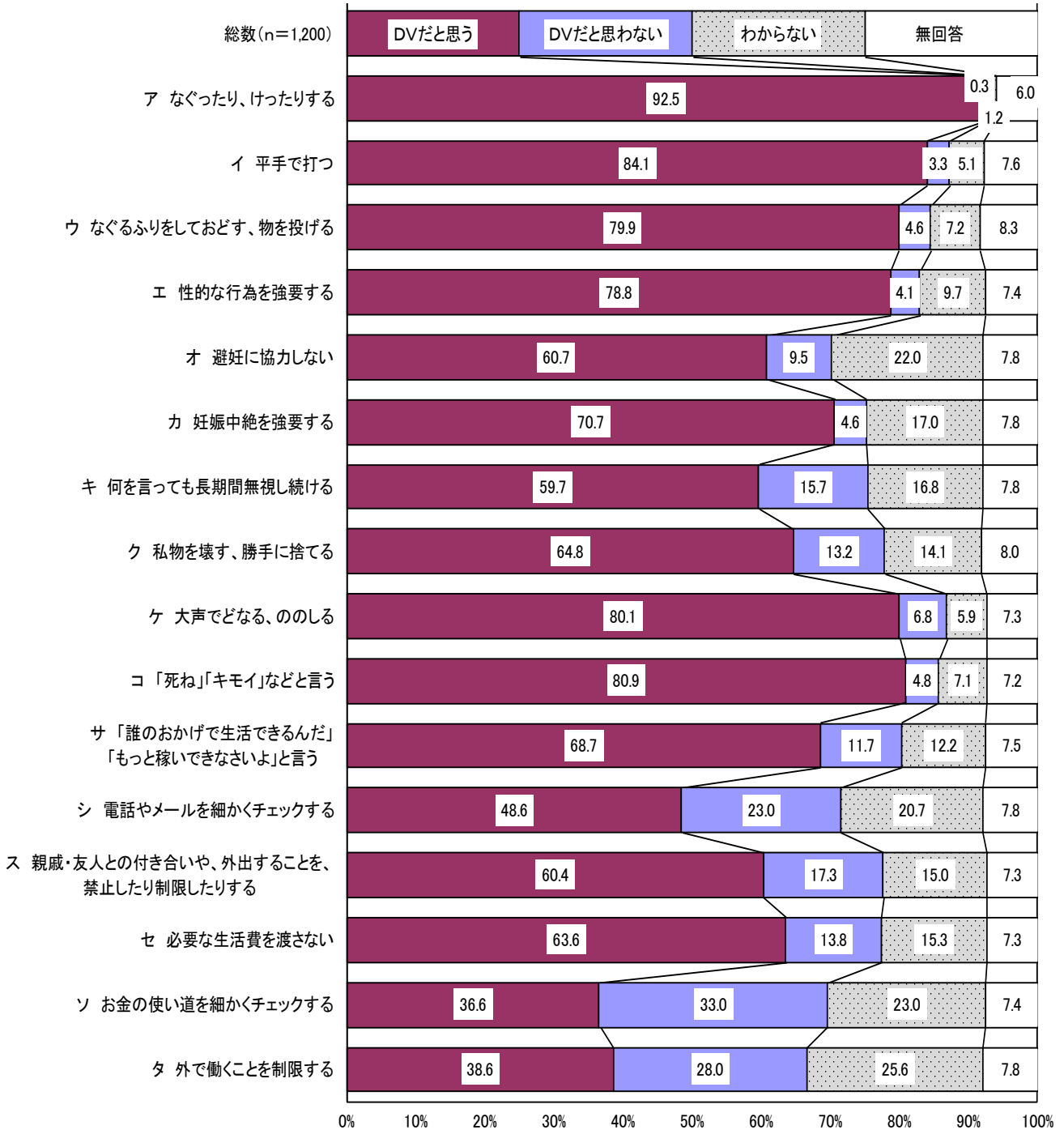


防災や災害対策において男女双方に配慮した対応が必要だと思うことについては、「避難所運営の責任者に男女が共に配置され、その運営体制や被災者対応に男女両方の視点が入ること」「避難所の設備（トイレ、更衣室、洗濯物干し場等）や備蓄品」の2つが男女ともに5割を超えた。「防災計画に男女両方の視点が入ること」では男性が54.9%となり、この項目のみ男性が女性を上回った。

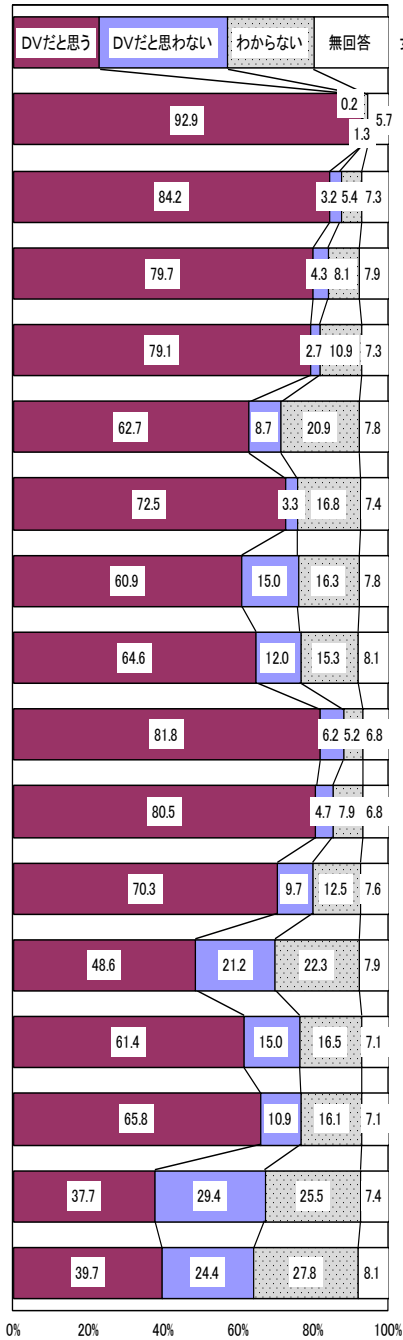
8-10 DV（ドメスティック・バイオレンス）についての認識

配偶者や恋人からの暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）と言います。あなたは次のような行為をDVだと思いますか。ア～タのそれぞれ1つを選び番号を○で囲んでください。

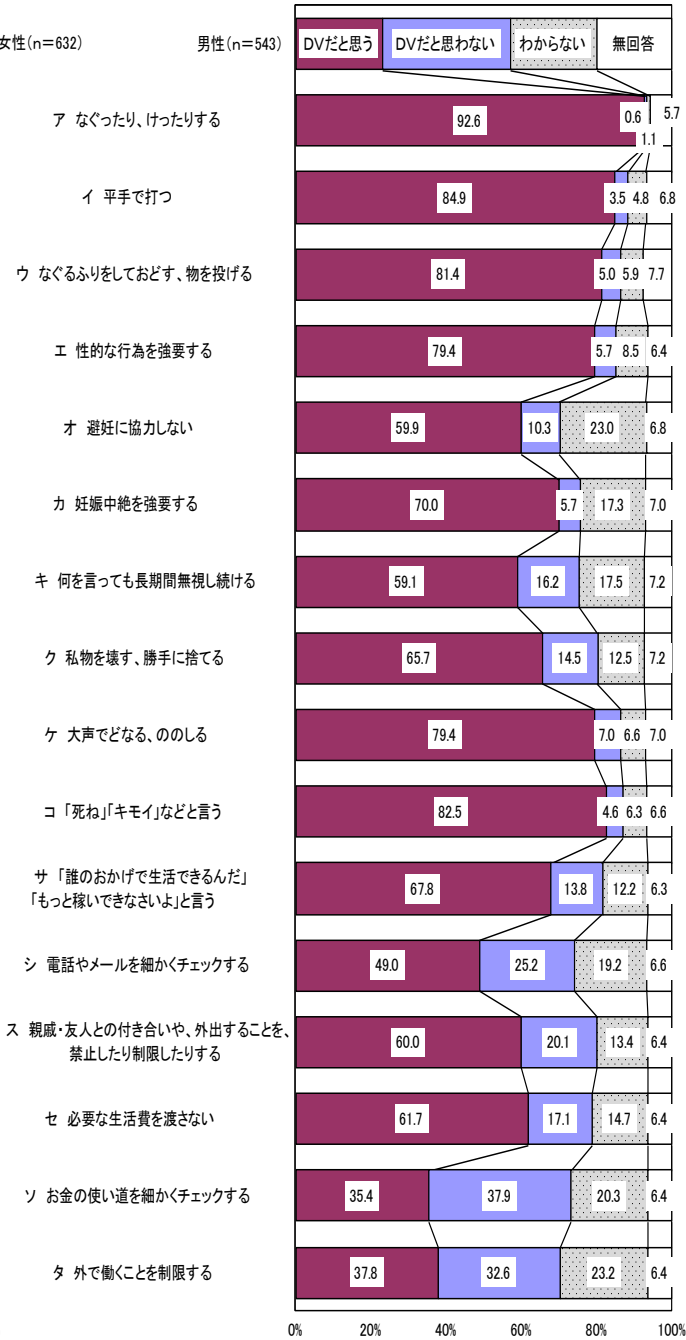
【総数】



【女性】



【男性】



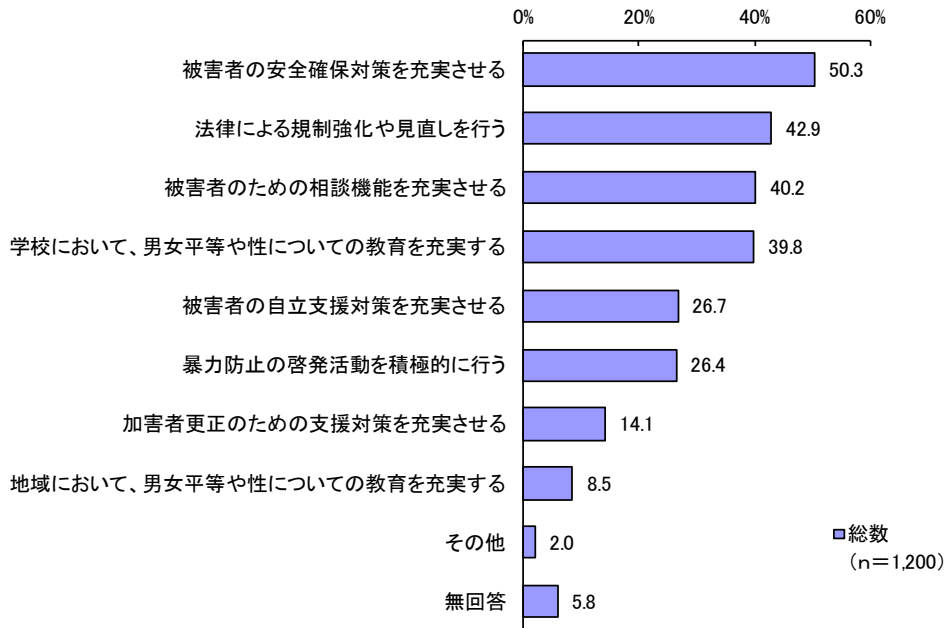
どのような行為がDVだと思うかについては、総数では全16項目において「DVだと思う」が「DVだと思わない」を上回った。しかし、「ソ お金の使い道を細かくチェックする」では男性の「DVだと思わない」が「DVだと思う」を若干ながら上回っている。

男女ともに「DVだと思う」が8割を超えたのは「ア なぐったり、けったりする」「イ 平手で打つ」「コ 『死ね』『キモイ』などという」であった。一方、「DVだと思わない」は、男女とも割合の高い順に「ソ お金の使い道を細かくチェックする」「タ 外で働くことを制限する」「シ 電話やメールを細かくチェックする」となっている。

また、「イ 平手で打つ」「ウ なぐるふりをしておどす、物を投げる」「エ 性的な行為を強要する」「ク 私物を壊す、勝手に捨てる」「コ 『死ね』『キモイ』などと言う」「シ 電話やメールを細かくチェックする」の6項目においては、僅かであるものの「DVだと思う」とした女性の割合が男性よりも低くなった。

8-11 DV等の対策で必要なこと

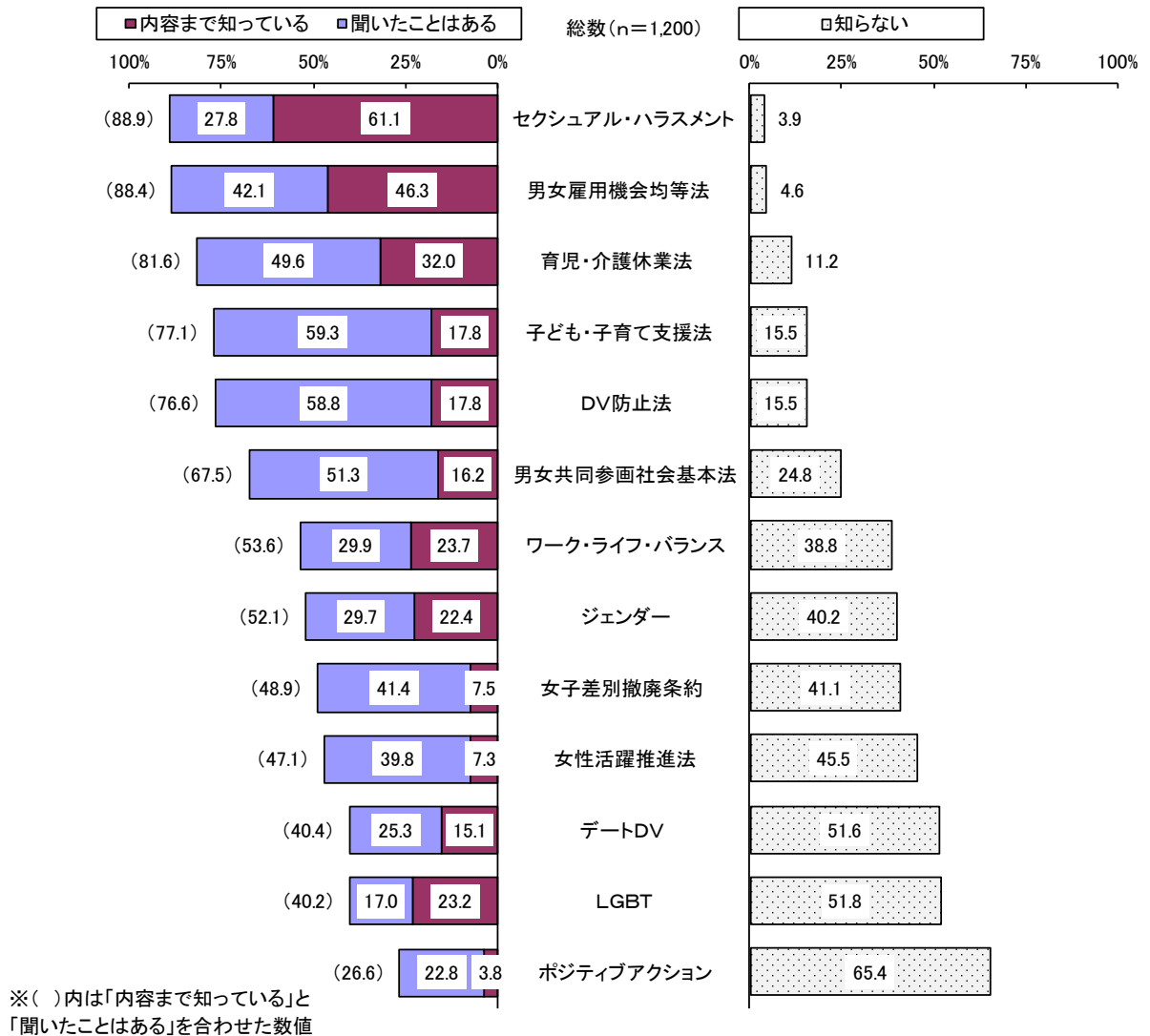
あなたは、パートナーからの暴力防止や被害者支援等のために、今後どのようなことが必要だと思いますか。次から3つ以内で選びあてはまる番号を○で囲んでください。



パートナーからの暴力防止や被害者支援等のために必要なことについては、「被害者の安全確保対策を充実させる」が最も多く、5割を超えた。

8-12 男女共同参画に関する用語の周知度

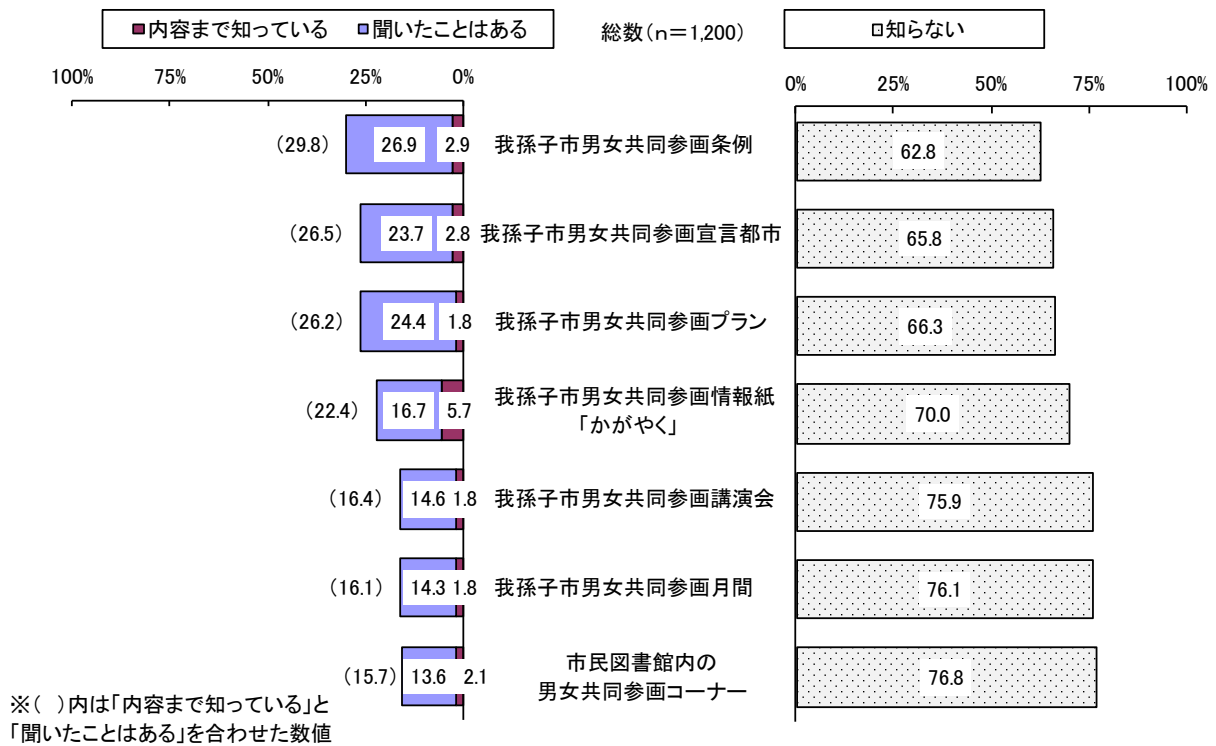
あなたは、次のことばを見たり聞いたりしたことがありますか。それぞれ1つを選び番号を○で囲んでください。



男女共同参画に関する用語の周知度については、「内容まで知っている」と「聞いたことはある」の合計が8割を超えたのは高い順に「セクシュアル・ハラスメント」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」である。一方、「デートDV」「LGBT」「ポジティブアクション」については5割以上が「知らない」と答えている。平成27年8月に成立した「女性活躍推進法」については「内容まで知っている」と「聞いたことはある」の合計が47.1%と、5割以下にとどまった。

8-13 市の取り組みについての周知度

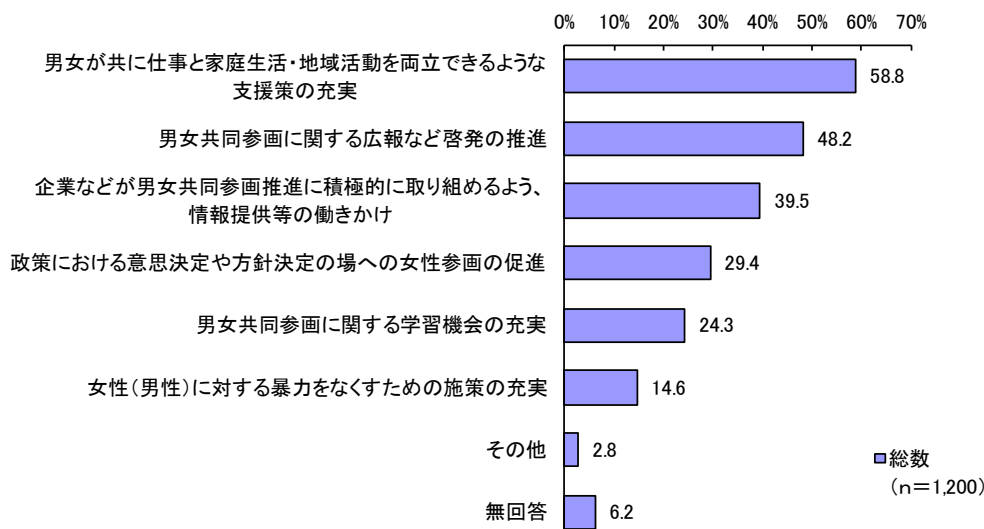
あなたは、次のことばを見たり聞いたりしたことがありますか。それぞれ1つを選び番号を○で囲んでください。



市の取り組みについては、最も周知度が高かったのは「我孫子市男女共同参画条例」であるが、「内容まで知っている」と「聞いたことはある」の合計は29.8%にとどまり、全ての項目において3割を下回った。

8-14 市が取り組んでいくべきこと

我孫子市の男女共同参画を推進するために、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次から3つ以内で選び番号を○で囲んでください。



我孫子市の男女共同参画を推進するために、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思うかについては、「男女が共に仕事と家庭生活・地域活動を両立できるような支援策の充実」が58.8%で最も高い。次いで「男女共同参画に関する広報など啓発の推進」が48.2%となった。

キーワード集

本文で使用した用語に加え、男女共同参画に関係する文書等でよく見られる用語を掲載。用語の末尾に（市）を付した項目では我孫子市の事業などを解説。項目の末尾で、◇を付した解説文は内閣府男女共同参画局「第四次男女共同参画基本計画」から引用し一部編集したもの。我孫子市男女共同参画審議会委員の皆川満寿美氏、齋藤美重子氏監修により作成。

【あ行】

あびっ子クラブ（市）

小学生を対象に、学校施設を活用して、放課後や土曜日など、子どもたちが安心して過ごすことができる我孫子市の子どもの居場所事業。体験活動や見守り活動に保護者や地域住民も関わり“地域で子どもたちを育む”仕組みを取り入れている。最初に設置された「一小あびっ子クラブ」は、平成21年2月25日に文部科学省第1回放課後子ども教室推進教室として表彰された。

イクボス宣言

イクボスとは、職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。NPO法人ファザーリング・ジャパンが平成26（2014）年、イクボスプロジェクトを立ち上げたことに端を発する。全国の企業や自治体でトップや管理職によるイクボス宣言が行われている。（ファザーリング・ジャパン イクボスプロジェクト <http://fathering.jp/ikuboss/>）
我孫子市イクボス宣言（平成28年）

<http://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/kyoudousankaku/ikuboss.html>

SNS（エスエヌエス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。◇

SDGs（エスディー・ジーズ）＝持続可能な開発目標

平成12（2000）年に国連ミレニアム・サミットで「ミレニアム宣言」が承認され、翌年に国際社会の共通の開発目標であるミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）がまとめられた。MDGsは貧困削減を中心とする8つの目標（ゴール）を平成27（2015）年までに達成すべきものとして掲げている。その後継として平成27（2015）年9月、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）が国連で採択された。平成28（2016）年から平成42（2030）年までの国際目標で、発展途上国のみならず先進国を含め全ての国を対

象に、「誰も取り残さない社会 (No one will be left behind)」を目指すものとした。MDGsの残された課題(例:保健、教育)や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応するように、新たに17ゴール・169ターゲットが設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられている。⇒エンパワーメント

わが国は平成28年、SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置。同本部の定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」には次のように示されている。

国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要である。また、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める。

M字カーブ

日本の女性の労働力率(※)を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。(※)15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。◇

LGBT (エルジービーティー)

レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われることもある。レズビアンは女性同性愛者 (性自認が女性で恋愛対象も女性)、ゲイは男性同性愛者 (性自認が男性で恋愛対象も男性)、バイセクシュアルは両性愛者 (恋愛対象が女性にも男性にも向いている)、トランスジェンダーは身体の性と性自認 (自分の性をどのように認識しているか) が一致しないために、身体の性に違和感を持つ人。⇒SOGI(ソジ)

エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。◇

【か行】**家族経営協定**

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族内の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。◇

協議会

女性活躍推進法第23条により、女性の職業生活における活躍の推進を行う国及び地方公共団体（関係機関）は、地域の実情に応じた取り組みが効果的かつ円滑に実施されるようにするため、協議会を組織することができる。関係機関のほか、経営者団体、学識経験者、労働組合、NPO、金融機関など、多様なメンバーによって構成される。協議会が組織された時には、当該地方公共団体はその旨を公表しなければならない。

【さ行】**ジェンダー**

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。◇

ジェンダー・ギャップ指数 = Gender Gap Index : GGI

世界経済フォーラム（World Economic Forum、本部：スイス）が「The Global Gender Gap Report」において発表する男女格差を測る国別の指数。経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。2018年の日本の総合スコアは0.662、順位は149か国中110位。

ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。平成7（1995）年の第4回世界女性会議以降、国際社会で重視されるようになった。政府が平成17（2005）年に発表した「ジェンダーと開発イニシアティブ」においては、開発におけるジェンダー主流化を、「全ての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、

評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義している。

女子差別撤廃条約 = 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和 54 (1979) 年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 (1981) 年に発効。日本は昭和 60 (1985) 年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
◇

女性活躍推進協議会

⇒ 協議会

女性活躍推進法 = 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための法律。平成 27 (2015) 年公布・一部施行、平成 28 (2016) 年全面施行 (10 年間の時限立法)。国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を定めなければならないとしている。地方公共団体 (都道府県・市町村) はその基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定に努めるものとしている。また、特定事業主 (国及び地方公共団体等) と常時雇用する労働者が 300 人を超える一般事業主 (国及び地方公共団体以外の民間企業等) に対し、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ事業主行動計画の策定と公表等、及び女性の職業選択に資する情報の公表を義務付けている (常時雇用する労働者が 300 人以下の一般事業主については努力義務)。

ストーカー規制法 = ストーカー行為等の規制等に関する法律

ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律で、平成 12 (2000) 年に公布・施行された。「ストーカー行為」とは、同一の人に対してつきまとい等を繰り返し行うこと。つきまといの手段が多様化したため、平成 25 (2013) 年改正によって連続メールが、平成 28 (2016) 年改正によって LINE、Facebook、twitter 等の SNS でのメッセージの送信や個人のブログ

への執拗な書き込みが、つきまとい行為に追加された。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30（2018）年公布・施行。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われることなどを基本原則とし、国・地方公共団体や政党等の責務を定める。

SOGI（ソジ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。性的指向とはどのような性別の人を好きになるか、性自認とは自分の性をどのように認識しているかということ。LGBTは人を指しているが、SOGIは人の属性を指しており、性的少数者のみを表現する言葉ではない。性的指向や性自認について、普遍的な人権の問題として考えるために、近年用いられるようになった。
⇒ LGBT

【た行】

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。◇

男女共同参画都市宣言

地方公共団体（政令指定都市を除く市町村と特別区）が、他の地方公共団体のモデルとして、地域における男女共同参画社会づくりを推進していくことを宣言文で表明すること。内閣府の男女共同参画宣言都市奨励事業として平成6（1994）年度から平成25（2014）年度まで実施され、20年間で172都市が宣言を行った（現在事業は終了）。我孫子市は平成13（2001）年に「我孫子市男女共同参画都市宣言」（※）を発表。翌年には国との共催で記念事業を開催した。その後、市庁舎に「男女共同参画宣言都市」の看板を設置。本プランにおいても「私たちが目指す男女共同参画社会のビジョン」としてこの宣言文を掲げた。我孫子市は千葉県で唯一の男女共同参画宣言都市。（※）我孫子市男女共同参画都市宣言＜平成13（2001）年6月26日＞
21世紀の扉が開いた今、私たちは輝く未来を創りたい。自分を生かし、他人を認め、女も男も共にいきいきした暮らしができるまち我孫子にするために、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。／私たちは、男女がお互いの人権を尊重する我孫子にします。／私たちは、社会のあらゆる分野で、男女が平等に参画する我孫子にします。／私たちは、男女が一人ひとり自立し、責任を分かち合う我孫子にします。

地域会議（市）

我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針に基づき、地域で活動する団体同士が集まり、各地域の現状や課題を話し合う場。平成30（2018）年12月現在で市内に5つの地域会議が組織されている。

DV防止法＝配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・施行（一部翌年）。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。被害者が男性の場合も対象となるが、被害者の多くが女性であることから、女性被害者に配慮した内容について前文に示されている。平成19（2007）年の改正では、市町村にも基本計画の策定と「配偶者暴力相談支援センター」の設置が努力義務とされた。平成25（2013）年の改正では、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となり、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても対象に加えられた。

デートDV

恋人など、婚姻関係のない親しい間柄で起こる暴力のこと。青年期は恋愛経験が人格的な成長とつながる時期でもあることにより概念化されている。特に他者に対して性的な関心が芽生え始める10代や、20代の若者への啓発が課題となっている。

特定事業主行動計画

⇒女性活躍推進法

【は行】

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。例として、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進など。男女共同参画社会基本法では、国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。（内閣府男女共同参画局用語集）

【や行】

よりそいホットライン

一般社団法人社会的包摂サポートセンターによる無料電話相談の窓口。自殺予防、DV、性暴力、セクシュアルマイノリティの専門回線、外国語、聞き取りが難しい

人への対応もある。厚生労働省の「寄り添い型相談支援事業」として実施。事業者は厚生労働省が、毎年公募により決定している。

【ら行】

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。◇

リベンジポルノ

元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」による規制の対象となる。◇

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考となる役割モデル。（「女性のチャレンジ支援策について」内閣府男女共同参画局専門調査会）。一般企業にあてはめると「社員が将来において目指したいと思う、模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣をしたりする対象となる人材」、女性活躍推進の観点から言えば、「豊富な職務経験を持ち、女性が将来のビジョンを描くために行動の規範・模範となる社員」。（厚生労働省「メンター制度導入・ロールモデル普及マニュアル」）

男女共同参画関連年表

	世界(国連)	国	我孫子市
1975 昭和50	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)	総理府婦人問題企画推進本部及び婦人問題担当室設置	
1976 昭和51	「国連婦人の10年」(1976年～1985年)		
1979 昭和54	第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980 昭和55	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名	
1984 昭和59		「国籍法」改正(父母両系血統主義)	
1985 昭和60	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1987 昭和62		「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定	
1991 平成3		「育児休業法」公布	
1992 平成4			女性施策担当設置
1993 平成5	世界人権会議(ウィーン) 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	「パートタイム労働法」公布	
1994 平成6	国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択	総理府男女共同参画推進本部及び男女共同参画室設置	
1995 平成7	第4回世界女性会議(北京)、「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正、育児・介護休業法に(介護休業の法制化)	
1996 平成8		「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997 平成9		男女共同参画審議会設置 「介護保険法」公布	
1999 平成11		「男女共同参画社会基本法」 「食料・農業・農村基本法(※)」公布・施行(※ 女性の参画の促進を規定)	「我孫子市男女共同参画プラン(第1次)」策定

	世界(国連)	国	我孫子市
2000 平成12	特別総会「女性2000年会議 北京+5」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策 定 「ストーカー規制法」公布・施 行	環境生活部男女共同 参画担当設置
2001 平成13	ミレニアム開発目標 (MDGs)設定	内閣府に男女共同参画局を 設置 第1回男女共同参画週間 「DV防止法」公布・施行(一部 翌年)	男女共同参画情報紙 「かがやく」創刊 我孫子市男女共同参 画都市宣言
2002 平成14			「我孫子市第3次総合 計画」に「男女が共に 参画する社会の形成」 を掲げる 内閣府と共催で男女 共同参画宣言都市記 念事業開催
2003 平成15		「少子化社会対策基本法」「次 世代育成支援対策推進法」公 布・施行	
2004 平成16		「DV防止法」改正	
2005 平成17	「北京+10」閣僚級会合 (ニューヨーク)	男女共同参画基本計画(第2 次)閣議決定	
2006 平成18		「男女雇用機会均等法」改正	「我孫子市男女共同参 画条例」制定 男女共同参画審議会 設置
2007 平成19		「DV防止法」「パートタイム 労働法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)憲章」及 び「仕事と生活の調和推進の ための行動指針」策定	
2008 平成20		男女共同参画推進本部「女性 の参画加速プログラム」決定	市民生活部市民活動 支援課男女共同参画 室に改組
2009 平成21		「育児・介護休業法」改正	「我孫子市男女共同参 画プラン(第2次)」策 定

	世界(国連)	国	我孫子市
2010 平成22	「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計 画」閣議決定	
2011 平成23	国連女性機関「UN Women」 正式発足		
2012 平成24	第56回国連婦人の地位委員 会「自然災害におけるジェ ンダー平等と女性のエンパ ワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済 活性化」行動計画 策定	
2013 平成25		「男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針」策定 「DV防止法」「ストーカー規 制法」改正	総務部秘書広報課男 女共同参画室に改組
2014 平成26	第58回国連婦人の地位委員 会「自然災害におけるジェ ンダー平等と女性のエンパ ワーメント」決議案採択	「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国 際シンポジウム(WAW!)」 を初開催(以降毎年開催) 「すべての女性が輝く社会づ くり本部(第1回)」開催(以降 毎年開催)	
2015 平成27	「北京+20」記念会合 (ニューヨーク) 第3回国連防災世界会議(仙 台)「仙台防災枠組2015- 2030」採択 「UN Women」日本事務所 開設 「持続可能な開発のための 2030アジェンダ(SDGs)」採 択	「女性活躍加速のための重点 方針2015」策定(以降毎年策 定) 「女性活躍推進法」公布・一 部施行 国連安保理決議1325号等の 履行に関する「女性・平和・安 全保障に関する行動計画」策 定 「第4次男女共同参画基本計 画」閣議決定	

	世界(国連)	国	我孫子市
2016 平成28		「女性活躍推進法」全面施行 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」「ストーカー規制法」改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」合意	イクボス宣言
2017 平成29		「刑法」改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2018 平成30	G20ブエノスアイレス・サミット首脳宣言で「ジェンダー主流化」が柱の一つとなる	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	
2019 平成31			「我孫子市第3次男女共同参画プラン(女性活躍推進計画・DV基本計画)」策定

第7期我孫子市男女共同参画審議会委員名簿.....

任期：平成30年7月1日から2年

構成(※)	氏名	所属等
学識経験者	皆川 満寿美 (会長)	中央学院大学
	齋藤 美重子 (副会長)	川村学園女子大学
市民団体関係者	柳川 眞佐子	あびこ女性会議
福祉団体等関係者	横田 光夫	我孫子市社会福祉協議会
	栗原 千鶴	つくばね会 (けやき社会センター)
産業関係者	相馬 英里	株式会社あびベジ
	池田 尚史	我孫子市商工会
労働関係者	福島 慎太郎	連合千葉
行政関係者	市之瀬 啓之	我孫子市小中学校校長会
公募の市民	中野 きよみ	
その他市長が必要があると認める者	山家 祥文	

(※) 我孫子市男女共同参画条例施行規則第6条に基づく

男女共同参画社会基本法

発令：平成11年6月23日号外法律第78号

最終改正：平成11年12月22日号外法律第160号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参

画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総

理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定

により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

発令 : 平成13年4月13日法律第31号

最終改正: 平成26年4月23日号外法律第28号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、
犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもか
かわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこな
かった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合
女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶
者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等
の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、
人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者か
らの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ず
ることが必要である。このことは、女性に対する暴力を
根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿う
ものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談
、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者
からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法
律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及
ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において
「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者
からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離
婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、

当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、

情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章にお

いて同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的差(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされる

ことを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場

合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由

を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五

号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方あっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)

発令 : 平成 12 年 5 月 24 日号外法律第 81 号

最終改正 : 平成 28 年 12 月 14 日号外法律第 102 号

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を

送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第一項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。（つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止）

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

（警告）

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をすることができない。

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。

4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（禁止命令等）

第五条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。

二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項

2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、前項及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により（当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で）、禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内（当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあつては、当該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内）に行わなければならない。

4 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の

聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは「速やかに」と、同法第二十六条中「不利益処分を決定するとき」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第三項後段の規定による意見の聴取を行ったときは」と、「参酌してこれをしなければ」とあるのは「考慮しなければ」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 5 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。
- 6 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
- 7 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。
- 9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等を」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは「当該処分の」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、禁止命令等及び第三項後段の規定による意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
(職務関係者による配慮等)

第八条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援)

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

- 2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事

業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。

- 3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置)

第十一条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 ストーカー行為等の実態の把握
- 二 人材の養成及び資質の向上
- 三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発
- 四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

(支援等を図るための措置)

第十二条 国及び地方公共団体は、第九条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告徴収等)

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等（第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。）をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為

をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等及び同項の聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

一 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

- 3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十五条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第十六条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

(公安委員会の事務の委任)

第十七条 この法律により公安委員会の権限に属する事務は、警察本部長等に行わせることができる。

- 2 方面公安委員会は、第十五条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面

本部長又は警察署長に行わせることができる。

(罰則)

第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 禁止命令等(第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。)に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等をするにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第二十条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第二十一条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(条例との関係)

2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(通知に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「新法」という。)第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

附 則〔平成二八年一二月一四日法律第一〇二号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第五条及び第六条(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条第一項第十五号の改正規定中「命令」の下に「若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分」を加える部分に限る。)の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にした第一条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律（附則第四条において「第一条による改正前の法」という。）第二条第二項に規定するストーカー行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（条例との関係）

第三条 地方公共団体の条例の規定で、第一条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律で規制する行為で同法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（禁止命令等に関する経過措置）

第四条 次に掲げる命令についての第二条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下この条において「第二条による改正後の法」という。）第五条第八項の規定の適用については、同項中「日から起算して一年」とあるのは、「時から、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年を経過する日まで」とする。

一 附則第一条ただし書に規定する日前にした第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律（次条において「第二条による改正前の法」という。）第五条第一項の規定による命令

二 この法律の施行の日前に第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令を受けた者に対し、当該命令に係る第一条による改正前の法第三条の規定に違反する行為について附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年以内にした第二条による改正後の法第五条第一項の規定による命令

2 前項第二号に掲げる第二条による改正後の法第五条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者に対し当該この法律の施行の日前にした第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令は、その効力を失うものとする。

（仮の命令に関する経過措置）

第五条 附則第一条ただし書に規定する日前にした第二条による改正前の法第六条第一項の規定による命令については、同条第二項から第十一項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）第二条の規定による改正前の第六条第一項」と、同条第八項中「したとき」とあるのは「し、又は前条第三項の規定により禁止命令等をしたとき」と、同条第九項中「場合」とあるのは「場合及び前条第三項の規定により禁止命令等をする場合」とする。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第六条 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第七条 附則第二条から第五条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

発令：平成27年9月4日号外法律第64号

最終改正：平成29年3月31日号外法律第14号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業

生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定

めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働

者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変

更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必

要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

発令 : 平成30年5月23日号外法律第28号

最終改正: 平成30年5月23日号外法律第28号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われ

なければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

我孫子市男女共同参画条例

平成18年3月27日条例第10号

改正：平成24年3月29日条例第6号

我孫子市は、法の下での平等及び男女の本質的平等を定めた日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約並びに男女共同参画社会基本法の精神に基づき、一人ひとりが尊重される男女共同参画社会の形成を目指しています。

平成11年に男女共同参画プランを策定して以来、多様な価値観を認め合う社会づくりこそ人権の基本であるとの考えの下に積極的な取組を進め、平成13年には千葉県で初めて、女も男も共にいきいきした暮らしができるまち「男女共同参画都市」を宣言しました。

しかし、依然として、性別によって役割分担を固定する意識や、それに基づく社会慣行が存在し、さらには、形式的には男女の差別はしていないものの、実質的には一方の性に不利益を与える規定や雇用慣行等が存在することも指摘されています。「男だから」「女だから」という理由で、本人が望まない役割を社会的に強制されたり、「女のくせに」「男のくせに」という理由で、本人がやりたいことが社会的に阻害されたりしない社会をつくるためには、継続的かつ意識的な努力が必要です。

また、男女共同参画社会の形成は、少子高齢社会の中で、平和で豊かな、活力のある社会づくりにもつながると考えます。

人権の世紀といわれる21世紀に、我孫子市は、市と市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の基本的考え方を定め、市民の権利及び責務、市の責務並びに事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内の事業所又は学校に在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

- (3) 男女共同参画 男女が、それぞれ個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本的考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的考え方に基づいて推進するものとする。

- (1) すべての人の人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、個性と能力を發揮する機会が確保されること。
- (2) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)その他個人の尊厳を傷つける行為をなくすこと。
- (3) すべての人が、性別によって役割分担を固定的に決めてしまう意識又は社会における制度若しくは慣行に影響されることなく、あらゆる分野における活動を自己の意思により選択でき、かつ、責任を対等に分かち合うこと。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策の立案及び決定並びに家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を果たしつつ、社会的な活動を行うことができること。
- (6) 家庭、地域、学校その他のあらゆる生涯学習の場において、個人の尊厳及び男女の本質的平等について学ぶことができること。
- (7) すべての人が、生涯にわたり健康で豊かな生活を営むことができること。特に、女性は妊娠及び出産という身体的特質を持っていることに配慮して、その心身の健康を図るようにすること。
- (8) 男女共同参画社会の実現は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な動向の理解に努めること。

(市民の権利)

第4条 市民は、政治的、経済的、社会的、文化的その他のいかなる分野においても性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を發揮する権利を

有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、互いの権利を認め合い、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において男女共同参画の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本的考え方に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、当該施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たって、機会が平等でなかったことにより男女間に格差が生じている場合に、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該格差を改善するための機会を積極的に提供するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協働するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本的考え方について理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、性的な言動その他性的な嫌がらせにより、周りの者を不快にさせ、又はその生活環境及び就業環境を害してはならない。この場合において、性別による権利侵害に対する行動を起こした者に不利益を与えてはならない。

3 すべての人は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(表現についての留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、男女間における暴力的行為及び性的嫌がらせを助長し、又は連想させる表現並びに不必要な性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するとき、又は変更すると

きは、第17条に規定する我孫子市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したとき、又は変更したときは、これを公表するものとする。

4 市長は、毎年、基本計画の推進状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(基本的施策)

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 政策や方針の立案及び決定の過程において、性別にかかわらず、その能力を発揮する機会を確保するとともに、審議会等の委員の構成に関し、男女比格差が生じないよう努めること。

(2) 雇用の場において、事業者に対し、情報の提供その他の支援に努めること。

(3) 農業、自営の商工業等の分野において、情報及び学習機会の提供その他の必要な支援に努めること。

(4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、地域その他の社会的活動を両立することができるよう必要な支援に努めること。

(5) 市民及び事業者の男女共同参画への理解を深めるため、家庭、地域、学校その他のあらゆる生涯学習の場において、人材育成等必要な支援に努めること。

(6) 市民が行う男女共同参画に関する活動に対し、必要な情報の提供その他の支援に努めるとともに、それらの活動との連携に努めること。

(推進体制の整備)

第12条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整えるものとする。

(調査・研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査・研究並びに情報の収集及び整理を行う。

(広報活動及び啓発活動)

第14条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、積極的に広報活動及び啓発活動を行う。

2 市は、市民及び事業者が、男女共同参画に関心を持ち、理解を深めるため、毎年6月を男女共同参画月間と定める。

(施策等に対する意見又は苦情の申出)

第15条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画

に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害する行為について意見又は苦情（以下「意見等」という。）を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の意見等の申出があったときは、第17条に規定する男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な対応に努めるものとする。

（相談窓口の設置）

第16条 市長は、市民が性別による差別的な取扱い、配偶者等男女間の暴力的行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為を受けた場合の相談窓口を設置する。

- 2 市長は、相談窓口において相談を受けたときは、関係機関と協力して、適切な対応を図るものとする。
- 3 市長は、相談の内容が雇用の分野に係るものであるときは、必要に応じて当該事業者から意見を聴き、又は助言することができる。
- 4 市長は、相談窓口における相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口到我孫子市男女共同参画推進員を置く。
- 5 相談窓口における相談の手続については、規則で定める。

（男女共同参画審議会）

第17条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、我孫子市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次の事項について調査審議する。
 - （1）基本計画の策定及び推進に関すること。
 - （2）男女共同参画の推進に関する重要事項に関すること。
 - （3）第15条に規定する意見又は苦情の対応に関すること。
- 3 審議会は、前項に掲げる事項に関し市長に意見を述べ、又は提言を行うことができる。
- 4 審議会は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する委員13人以内で組織し、男女の委員がおおむね同数となるよう努めるものとする。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に策定されている我孫子市男女共同参画プランは、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第10条の規定により策定された基本計画とみなす。

（我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の表中「交通安全対策協議会委員」を「交通安全推進協議会委員」に改め、同表に次のように加える。

男女共同参画審議会委員	日額	7,000円
-------------	----	--------

附 則（平成24年3月29日条例第6号）
この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市男女共同参画条例施行規則

平成18年6月21日規則第26号

最終改正：平成25年5月7日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市男女共同参画条例（平成18年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(施策等に対する意見又は苦情の申出)

第2条 条例第15条第1項の規定による意見又は苦情（以下「意見等」という。）の申出は、意見・苦情申出書（別記様式）によるものとする。

2 市長は、前項の申出書を提出することができない特別の理由があると認めるときは、当該申出者の口頭による意見等を職員に聴取させた上で、申出書の受理に代えることができる。

3 前項の規定により口頭で意見等を受けた職員は、当該意見等に基づいて申出書の様式に従って聴取書を作成し、これを申出者に読み聞かせた上で、記名押印しなければならない。

(対応することができない意見等)

第3条 市長は、次のいずれかに該当する事項に係る意見等については、対応することができない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立て等審理中の事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事項

(推進員の所掌事務)

第4条 条例第16条第4項に規定する我孫子市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく相談、指導及び保護に関すること。
- (2) 性的な言動その他性的な嫌がらせによる権利侵害の相談に関すること。
- (3) 性別による権利侵害に関する相談、情報の収集、調査及び研究に関すること。
- (4) その他我孫子市男女共同参画推進プラン（平成11年3月策定）に基づく施策の推進に関すること。

(推進員の任用等)

第5条 推進員は、社会的信望があり、女性の人権を侵害する行為の防止等に関し必要な知識及び経験を有す

る者のうちから市長が任命する。

2 推進員は、我孫子市嘱託職員規則（平成6年規則第11号）第2条第2号に規定する嘱託職員とする。

(審議会の委員)

第6条 条例第17条に規定する我孫子市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 産業関係者
- (5) 労働関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 公募の市民
- (8) その他市長が必要があると認める者

(審議会の組織)

第7条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を取りまとめ、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、その調査審議に関し必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第10条 部会に属する委員は、会長がこれを指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 第7条第2項及び第8条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、秘書広報課男女共同参画室において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
(我孫子市男女共同参画推進員設置規則の廃止)
- 2 我孫子市男女共同参画推進員設置規則(平成17年規則第22号)は、廃止する。

附 則(平成20年4月28日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、(中略)第7条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画条例施行規則の規定(中略)は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年5月7日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の我孫子市公印規則の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画条例施行規則の規定、第3条の規定による改正後の市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定及び第4条の規定による改正後の我孫子市開発行為に関する条例施行規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別記様式(第2条関係)

我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱

平成11年8月16日訓令第24号

改正：平成12年3月31日訓令第8号

平成12年9月7日訓令第19号

平成16年6月1日訓令第9号

平成17年5月25日訓令第11号

平成19年3月28日訓令第7号

平成20年4月28日訓令第17号

平成21年6月5日訓令第14号

平成22年4月19日訓令第15号

平成23年5月11日訓令第15号

平成23年7月28日訓令第22号

平成24年4月10日訓令第17号

平成25年5月7日訓令第15号

平成26年3月31日訓令第4号

平成29年5月17日訓令第15号

(設置)

第1条 我孫子市における男女共同参画プランを総合的に推進するため、我孫子市男女共同参画プラン推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの進行管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

(構成)

第3条 本部は、次の表に掲げる職にある者及び次条第2項に規定する本部長が指名する者をもって構成する。

市長 副市長 教育長 水道事業管理者 総務部長 企画財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 子ども部長 環境経済部長 建設部長 都市部長 会計管理者 消防長 教育総務部長 生涯学習部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条に規定する者以外の職員に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 会議に付する事案の検討及び調整を行うために、本部に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、次の表に掲げる職にある者及び本部長が指名する者をもって構成する。

総務課長 秘書広報課長 企画課長 市民活動支援課長 社会福祉課長 健康づくり支援課長 高齢者支援課長 子ども支援課長 保育課長 企業立地推進課長 指導課長 生涯学習課長

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には秘書広報課長を、副幹事長には秘書広報課長が指名した者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を招集し、統括する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の幹事以外の職員に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(研究会)

第7条 本部長は、必要に応じて本部に、男女共同参画推進研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

2 研究会は、本部長が指示した事項について調査及び研究を行い、その結果を本部長に報告するものとする。

3 研究会の委員は、本部長が指名する職員をもって組織し、会長及び副会長は、それぞれ本部長が指名する。

4 会長は、研究会を招集し、統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務及び庁議への報告)

第8条 本部、幹事会及び研究会の庶務は、総務部秘書広報課男女共同参画室において処理する。

2 総務部長は、本部の会議結果を、必要に応じて庁議に報告するものとする。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(我孫子市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱の廃止)

2 我孫子市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱(平成10年訓令第3号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月7日訓令第19号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成16年6月1日訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行し、(中略)第14条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定(中略)は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年5月25日訓令第11号)

この訓令は、公示の日から施行し、(中略)第9条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定(中略)は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月28日訓令第17号)

この訓令は、公示の日から施行し、(中略)第2条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定(中略)は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月5日訓令第14号)

この訓令は、公示の日から施行し、(中略)第13条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定(中略)は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年4月19日訓令第15号)

この訓令は、公示の日から施行し、(中略)第2条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定(中略)は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年5月11日訓令第15号)

この訓令は、公示の日から施行し、第1条の規定による改正後の我孫子市営住宅入居者選考事務取扱規程の規定、第2条の規定による改正後の外国籍職員の従事する職に関する要綱の規定、第3条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定、第4条の規定による改正後の我孫子市情報セキュリティ対策委員会設置要綱の規定、第5条の規定による改正後の我孫子市社会福祉法人及び社会福祉施設に対する監査実

施規程及び第6条の規定による改正後の財団法人あゆみの郷・都市建設公社活用検討委員会設置要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月28日訓令第22号）

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月10日訓令第17号）

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月7日訓令第15号）

この訓令は、公示の日から施行し、第1条の規定による改正後の我孫子市石けん利用推進連絡会議設置規程の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市職員の級別区分を定める規程の規定、第3条の規定による改正後の我孫子市景観形成推進委員会設置要綱の規定、第4条の規定による改正後の我孫子市電子計算組織運営管理規程の規定、第5条の規定による改正後の我孫子市環境基本計画推進委員会設置要綱の規定、第6条の規定による改正後の外国籍職員の従事する職に関する要綱の規定、第7条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定、第8条の規定による改正後の我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針推進委員会設置要綱の規定、第9条の規定による改正後の大規模小売店舗立地審査連絡会議設置要綱の規定、第10条の規定による改正後の手賀沼沿い環境軸及び南北をつなぐ環境軸づくり検討委員会設置要綱の規定、第11条の規定による改正後のあびこエコ・プロジェクト推進本部設置要綱の規定、第12条の規定による改正後の我孫子市住民基本台帳ネットワークシステム管理運用規程の規定、第13条の規定による改正後の我孫子市情報セキュリティ対策委員会設置要綱の規定、第14条の規定による改正後の我孫子市心も身体も健康プラン推進委員会設置要綱の規定、第15条の規定による改正後の我孫子市総合行政ネットワーク登録分局に関する規程の規定、第16条の規定による改正後の我孫子市千葉柏道路検討委員会設置要綱の規定、第17条の規定による改正後の我孫子市電子文書管理システム導入推進委員会設置要綱の規定、第18条の規定による改正後の我孫子市自殺対策庁内連絡会議設置要綱の規定、第19条の規定による改正後の我孫子市生活排水対策推進計画見直し検討委員会設置要綱の規定、第20条の規定による改正後の我孫子市東日本大震災復興対策本部設置要綱の規定、第21条の規定による改正後の我孫子市放射能対策会議設置要綱の規定、第22条の規定による改正

後の我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針庁内検討委員会設置要綱の規定、第23条の規定による改正後の我孫子市文化施設整備庁内検討委員会設置要綱の規定及び第24条の規定による改正後の我孫子市定住化促進庁内検討委員会設置要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月17日訓令第15号）

この訓令は、公示の日から施行し、第1条の規定による改正後の我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会設置要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市景観形成推進委員会設置要綱の規定、第3条の規定による改正後の我孫子市有償刊行物取扱要綱の規定、第4条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定、第5条の規定による改正後の大規模小売店舗立地審査連絡会議設置要綱の規定、第6条の規定による改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定、第7条の規定による改正後の我孫子市放射能対策会議設置要綱の規定、第8条の規定による改正後の我孫子市文化施設整備庁内検討委員会設置要綱の規定、第9条の規定による改正後の我孫子市新廃棄物処理施設整備運営方式等検討委員会設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

我孫子市第 3 次男女共同参画プラン

平成31(2019)年4月～2029年3月

平成 31 年 3 月 策定

発行 我孫子市

編集 我孫子市総務部秘書広報課男女共同参画室

〒 270-1192 我孫子市我孫子 1858

TEL : 04-7185-1752 FAX : 04-7185-1520

E-mail : abk_danjyo@city.abiko.chiba.jp

法律改正は平成 30 年 12 月 1 日時点までを反映しています